

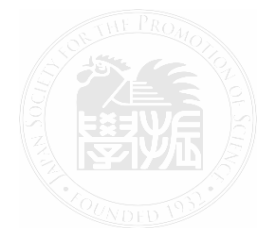


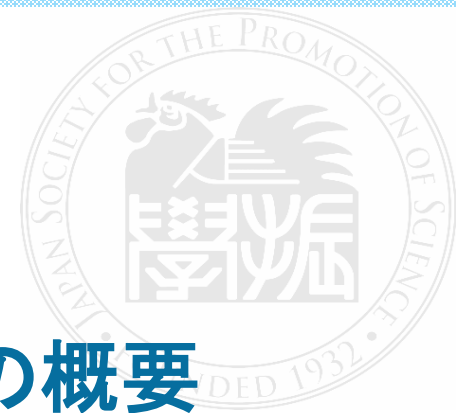
令和6(2024)年度採用分 特別研究員及び海外特別研究員 の募集等に関する説明資料

日本学術振興会 研究者養成課

人材育成企画課

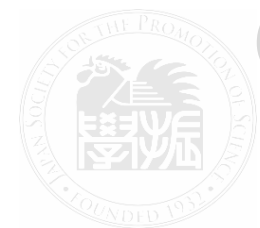
令和5年3月





【目次】

- (1) **日本学術振興会の研究者養成事業の概要**
- (2) 特別研究員の制度及び選考方法等
- (3) 海外特別研究員の制度及び選考方法等
- (4) 若手研究者海外挑戦プログラムの制度及び
選考方法等
- (5) 電子申請手続及び申請書類の提出
- (6) お問い合わせ先



日本学術振興会の研究者養成事業

～優れた研究者の養成・確保～

世界トップレベル

中堅

若手

ポスト
ドクター

大学院段階

日本学術振興会賞 (平成16年度創設)

人文学、社会科学及び自然科学の全分野を対象として優れた若手研究者 (原則45才未満) を顕彰 (授賞25名以内。受賞者に110万円を贈呈)

海外特別研究員

若手研究者を海外の優れた大学等研究機関に2年間派遣

往復航空賃、滞在費・研究活動費 (派遣都市・国によって異なる。年額約450万円～750万円)

特別研究員

我が国の研究者養成の中核を担う制度。優秀な若手研究者を特別研究員に採用し、自由な環境で自立した研究が行えるよう、研究奨励金支給 (※2) 及び科研費 (特別研究員奨励費) を交付

CPD: PDの新規採用者の中から、海外の大学等研究機関で3年以上研究に専念することを希望する者を支援
研究奨励金535万円/年、科研費300万円以内/年 (※3)、往復航空券

PD: 研究奨励金434万円/年、科研費～450万円 (※4)

RPD: 出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるよう支援
研究奨励金434万円/年、科研費～450万円 (※4)

DC: 研究奨励金240万円/年、科研費～450万円 (※4)

日本学術振興会 育志 (いくし) 賞 (平成22年度創設)

人文学、社会科学及び自然科学の全分野を対象として優秀な大学院博士課程学生 (34才未満) を顕彰 (授賞16名程度。受賞者に110万円を贈呈)

若手研究者海外挑戦プログラム

優秀な大学院博士課程在籍者に海外という新たな環境へ挑戦し、3か月～1年程度海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供 (往復航空賃、滞在費100～140万円、研究活動費)

※1 研究奨励金の額は、令和5年度予定額

※2 令和5年度より「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を開始することとしており、本事業により受入研究機関がPD・RPD・CPDを雇用する場合は当該機関に「若手研究者雇用支援金」(PD等の研究奨励金見合い分) が交付されることとなる。本事業により雇用されるPD等については当該機関から給与が支給されるため、研究奨励金の支給なし。

※3 令和4年度補助金の実績。令和5年度以降は基金化を予定

※4 令和5年度より科研費 (特別研究員奨励費) を基金化したことに伴い、研究期間により応募総額が異なる (応募区分がB区分かつ研究期間が3年の場合は450万円以下)

令和5年度特別研究員事業等予算案の概要

※ [] は前年度予算額

1. 特別研究員事業及び国際競争力強化研究員事業

約162億円 [161億円]

	(R4)		(R5)		
・DC	4,196人	→	4,196人	(新規 1,793人	→ 1,750人)
・PD	1,000人	→	1,000人	(新規 305人	→ 353人)
・RPD	214人	→	214人	(新規 75人	→ 64人)
・CPD	56人	→	70人	(新規 14人	→ 14人)

2. 海外特別研究員事業

約26億円 [約24億円]

	(R4)		(R5)		
・海外特別研究員	513人	→	517人	(新規 173人	→ 171人)
・海外特別研究員-RRA	15人	→	15人	(新規 5人	→ 5人)

3. 若手研究者海外挑戦プログラム

約2.7億円 [約2.7億円]

	(R4)		(R5)		
	140人	→	140人	(新規 140人	→ 140人)



特別研究員制度

令和5年度予算額(案) 16,182百万円
(前年度予算額) 16,134百万円
※運営費交付金中の推計額



背景・課題

- 優れた若手研究者に対して、その研生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図る制度として昭和60年度から実施。
- 近年、修士課程修了者の博士後期課程への進学率は減少傾向が続いており、優秀な若手が博士後期課程に進学し、経済的不安なく研究に打ち込めるよう環境の整備を図ることが喫緊の課題。

【科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)抜粋】 ● 優秀な若手研究者が、(中略)研究に打ち込む時間を確保しながら、自らの人生を賭けるに値する価値を見出し、独立した研究者となるための挑戦に踏み出せるキャリアシステムを再構築する。● 特別研究員(DC)制度の充実(中略)を進める。

【経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)抜粋】 ● 博士課程学生の処遇向上を始め、未来ある研究者の卵たちにキャリアパス全体として魅力的な展望を与え、研究に専念できる支援策を深化させる。

事業概要

特別研究員事業 15,767百万円(15,796百万円)

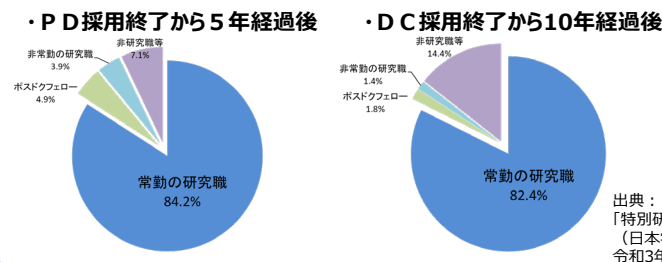
博士課程学生	DC	【対象：博士後期課程学生、研究奨励金：年額 2,400千円、採用期間：3年間(DC1)、2年間(DC2)】 ○ 優れた研究能力を有する博士後期課程学生が、経済的に不安を感じることなく研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援 ○ 支援人数 4,196人⇒4,196人 + 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた採用延長 DC: 10,367百万円⇒10,402百万円
	PD	【対象：博士の学位取得者、研究奨励金：年額 4,344千円、採用期間：3年間】 ○ 優れた研究能力を有する者が、研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援 ○ 支援人数 1,000人⇒1,000人 PD: 4,344百万円⇒4,344百万円
	RPD	【対象：出産・育児による研究中断から復帰する博士の学位取得者、研究奨励金：年額 4,344千円、採用期間：3年間】 ○ 優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰して、研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援 ○ 支援人数 214人⇒214人 RPD: 930百万円⇒930百万円

ポストドクター

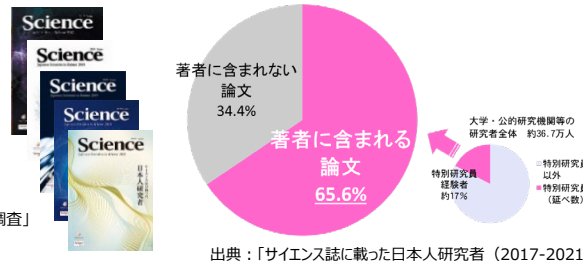
国際競争力強化研究員事業 415百万円(338百万円)

CPD	【対象：博士の学位取得者、研究奨励金：年額 5,352千円(別途、海外渡航に係る往復航空券を支給)、採用期間：5年間(うち3年間は海外研さん)】 ○ 優れた研究能力を有する者が、海外の大学・研究機関において、挑戦的な研究に取り組みながら、著名な研究者等とのネットワークを形成できるよう支援 ○ 支援人数の増 56人⇒70人
-----	---

■ 特別研究員終了後の就職状況 ⇒ 8割以上が常勤の研究職に就職



■ 特別研究員の優れた研究成果



『サイエンス誌に載った日本人研究者』(2017-2021年版)に掲載されている論文(計215編)において、特別研究員採用経験者または特別研究員が著者に含まれる割合は、65.6%と3分の2近くを占めている。

将来のアカデミア・学術研究を支え、世界的に優れた研究成果をあげる我が国トップ層の研究者を養成・確保

グローバルに活躍する若手研究者の育成等



国際的な頭脳循環の進展を踏まえ、我が国において優秀な人材を育成・確保するため、若手研究者に対する海外研さん機会を提供する。

海外特別研究員事業

【事業の目的・概要】

- ▷ 博士の学位を有する者の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用
- ▷ 海外の大学等研究機関において長期間（2年間）研究に専念できるよう支援

【事業スキーム】

- ✓ 支援対象者：ポスドク等
- ✓ 支援経費：往復航空費、滞在費、研究活動費 等
- ✓ 事業開始時期：昭和57年度
- ✓ 支援期間：2年間
- ✓ 新規採用人数（見込み）：171人

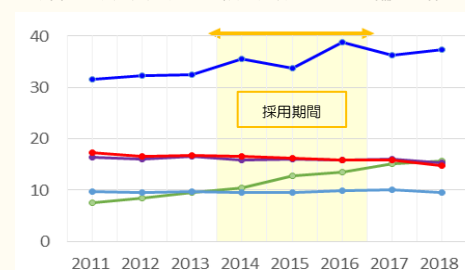
【事業の成果】

- 海外特別研究員としての経験が、採用者における今後の研究能力の向上に役立っている。
 - ・採用前に比べて、採用期間終了後の被引用数TOP10%論文の割合が増加

令和5年度予算額（案） 2,611百万円
（前年度予算額 2,422百万円）

※新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間延長分を含む

海外特別研究員採用者の被引用数TOP10%論文の割合



○ H26年度新規採用者204人を調査。
○ Elsevier社Scopusを基に、同社の研究分析ツールSciValを用い集計。
集計日：2020年8月

● 海外特別研究員
● 日本
● 米国
● 中国
● ドイツ

若手研究者海外挑戦プログラム

【事業の目的・概要】

- ▷ 将来国際的な活躍が期待できる博士後期課程学生等を育成するため、短期間の海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供

【事業スキーム】

- ✓ 支援対象者：博士後期課程学生等
- ✓ 支援経費：往復航空費、滞在費 等
- ✓ 事業開始時期：平成29年度
- ✓ 渡航期間：3か月～1年程度
- ✓ 新規採用人数（見込み）：140人

令和5年度予算額（案） 265百万円
（前年度予算額 265百万円）

日本学術振興会賞

～優れた若手研究者の顕彰・支援～

概要

創造性に富み優れた研究能力を有する若手研究者の研究意欲を高め、研究の発展を支援することにより、我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルにおいて発展させることを目的として、平成16年度に創設。受賞者には、**研究奨励金（使途自由）110万円を贈呈。**

内容

- 授賞数：25名以内／年度
- 対象分野：人文学、社会科学及び自然科学にわたる全分野
- 対象者：**原則45歳未満の博士号取得者**又は同等以上の学術研究能力を有する者
※我が国で5年以上研究者として大学等研究機関に所属しており、今後も継続して我が国で研究活動を予定する外国人を含む
- 推薦権者：①我が国の大学等研究機関又は学協会の長（機関長推薦）
②優れた研究実績を有する我が国の学術研究者（個人推薦）



<https://www.jsps.go.jp/j-jsps-prize/index.html>

日本学術振興会 育志賞

～優秀な大学院博士課程学生の顕彰・支援～

概要

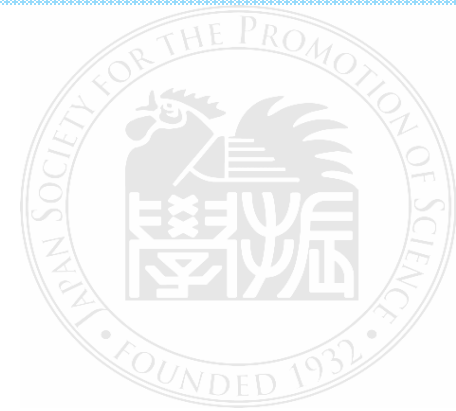
社会的に厳しい経済環境の中で、勉学や研究に励んでいる若手研究者を支援・奨励するための事業の資として、上皇陛下より賜った御下賜金により、平成22年度に創設。我が国の学術研究の発展に寄与することが期待される優秀な大学院博士課程学生の勉学及び研究意欲を高め、若手研究者の養成を図ることが目的。受賞者には、**学業奨励金（使途自由）110万円を贈呈。**

内容

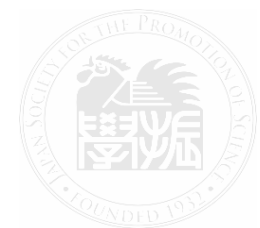
- 授賞数：16名程度／年度
- 対象分野：人文学、社会科学及び自然科学にわたる全分野
- 対象者：**34歳未満の大学院博士後期課程学生**（留学生を含む）
- 推薦権者：①我が国の大学の長（大学長推薦）
（予定） 人社系、理工系、生物系各2名まで、その他に分野を問わず2名まで 計8名まで
※ただし各カテゴリの推薦が男性のみの場合は各1名まで
②日本学術会議協力学術研究団体の長（学会長推薦） 2名まで
※ただし推薦が男性のみの場合は1名まで



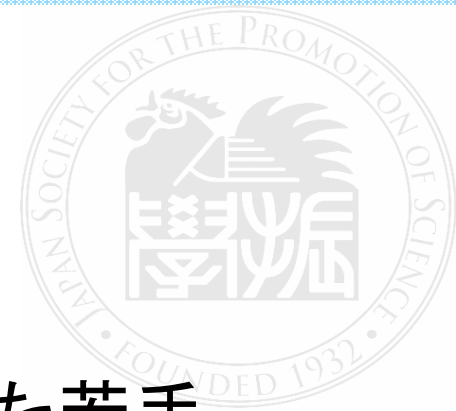
<https://www.jsps.go.jp/j-ikushi-prize/index.html> Page 6



特別研究員事業



特別研究員制度の概要



特別研究員制度は、我が国トップクラスの優れた若手研究者に、自由な発想のもとに主体的に研究課題、研究の場等を選びながら研究に専念する機会を提供し、研究者の養成・確保を図る制度。

大学院博士課程在学者及び博士の学位取得者で優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用し、支援を行う。



特別研究員の申請資格・採用期間・研究奨励金等

区分	対象 (※詳細は募集要項を参照)	採用期間	研究奨励金 (月額)	科研費
DC	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院博士課程在学者 (DC1) 博士課程後期第1年次 等 (DC2) 博士課程後期第2年次以上 等 	DC1 : 3年間 DC2 : 2年間	20万円	450万円 以内※2 ※3
PD	<ul style="list-style-type: none"> ・博士の学位取得者 ・博士の学位を取得後5年未満の者 ・博士課程在学当時の所属研究機関以外を採用中の受入研究機関とする者 	3年間	36.2万円 ※5	
RPD	<ul style="list-style-type: none"> ・博士の学位取得者 ・<u>出産・育児のため3ヶ月以上研究活動を中断した者</u>※1 ・性別は問わない 			
CPD (国際競争力強化研究員事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・博士の学位取得者 ・PDの新規採用者 ・海外の研究機関で長期間 (3年間以上) 研究に専念すること 	5年間 (PDとして採用されている期間を含む。)	44.6万円 ※5 ※6	300万円 以内/年 ※2 ※4

※1 次のいずれかに該当する出産・育児のため、3ヶ月以上研究活動を中断した者

①申請年度の4月1日時点で未就学児を養育している者

②申請年度の4月1日から遡って過去5年以内に出産又は疾病や障がいのある子を養育した者

※2 PD, RPD, CPDについては、受入研究機関において科研費応募資格を付与された場合には、特別研究員奨励費以外の一部研究種目に研究代表者として応募・受給が可能。(研究分担者・研究協力者として参画する場合は制限なし)

DCについては、受入研究機関において科研費応募資格を付与された場合には、科研費の他の研究種目に研究分担者として応募・受給が可能。(研究協力者として参画する場合は制限なし)

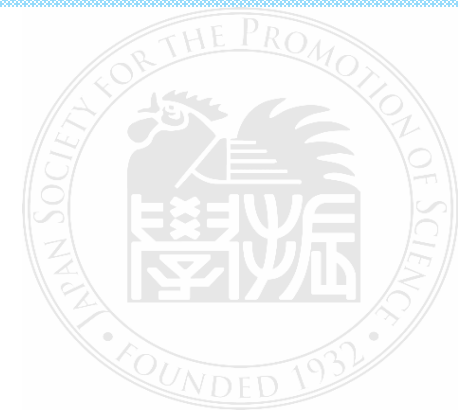
※3 令和5年度より基金化したことに伴い、研究期間により応募総額が異なる。(応募区分がB区分かつ研究期間が3年の場合は450万円以下)

※4 令和4年度補助金の実績を記載。令和5年度以降は基金化を予定。

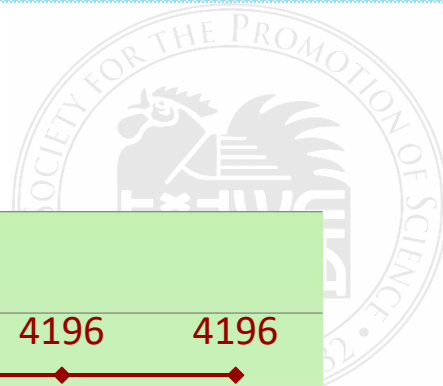
※5 令和5年度より「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を開始することとしており、本事業により受入研究機関がPD・RPD・CPDを雇用する場合は当該機関に「若手研究者雇用支援金」(PD等の研究奨励金見合い分)が交付されることとなる。本事業により雇用されるPD等については当該機関から給与が支給されるため、研究奨励金の支給なし。

※6 CPDについては研究奨励金のほか、往復国際航空券を支給

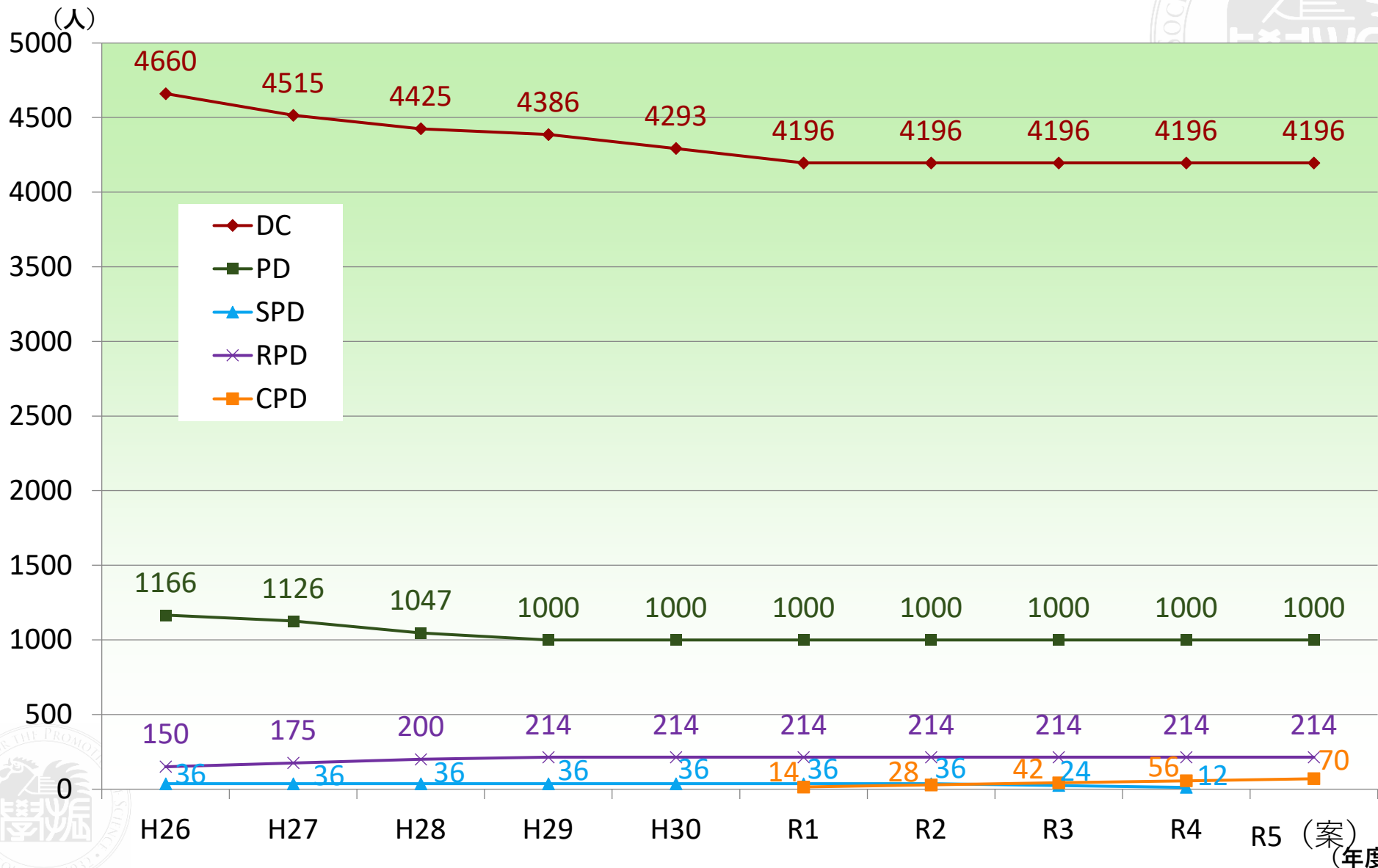
特別研究員制度の主な沿革

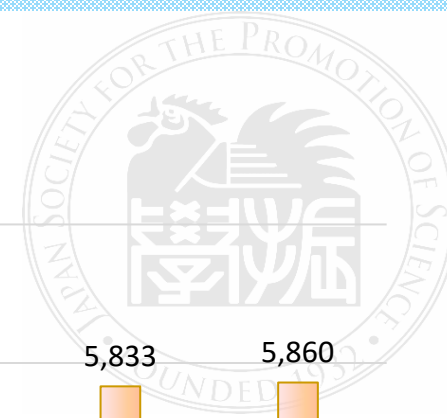


昭和60年度	特別研究員制度の創設
平成 3年度	DC1の創設
平成 8年度	PDの採用期間を2年から3年間に延長
平成14年度	SPDの創設
平成18年度	RPDの創設
平成22年度	RPDの採用期間を2年から3年に延長 (平成20年度採用分から適用)
平成31年度	CPDの創設
令和 5年度	研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業創設

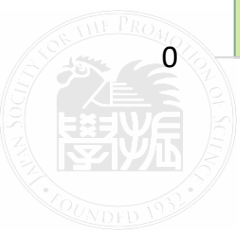
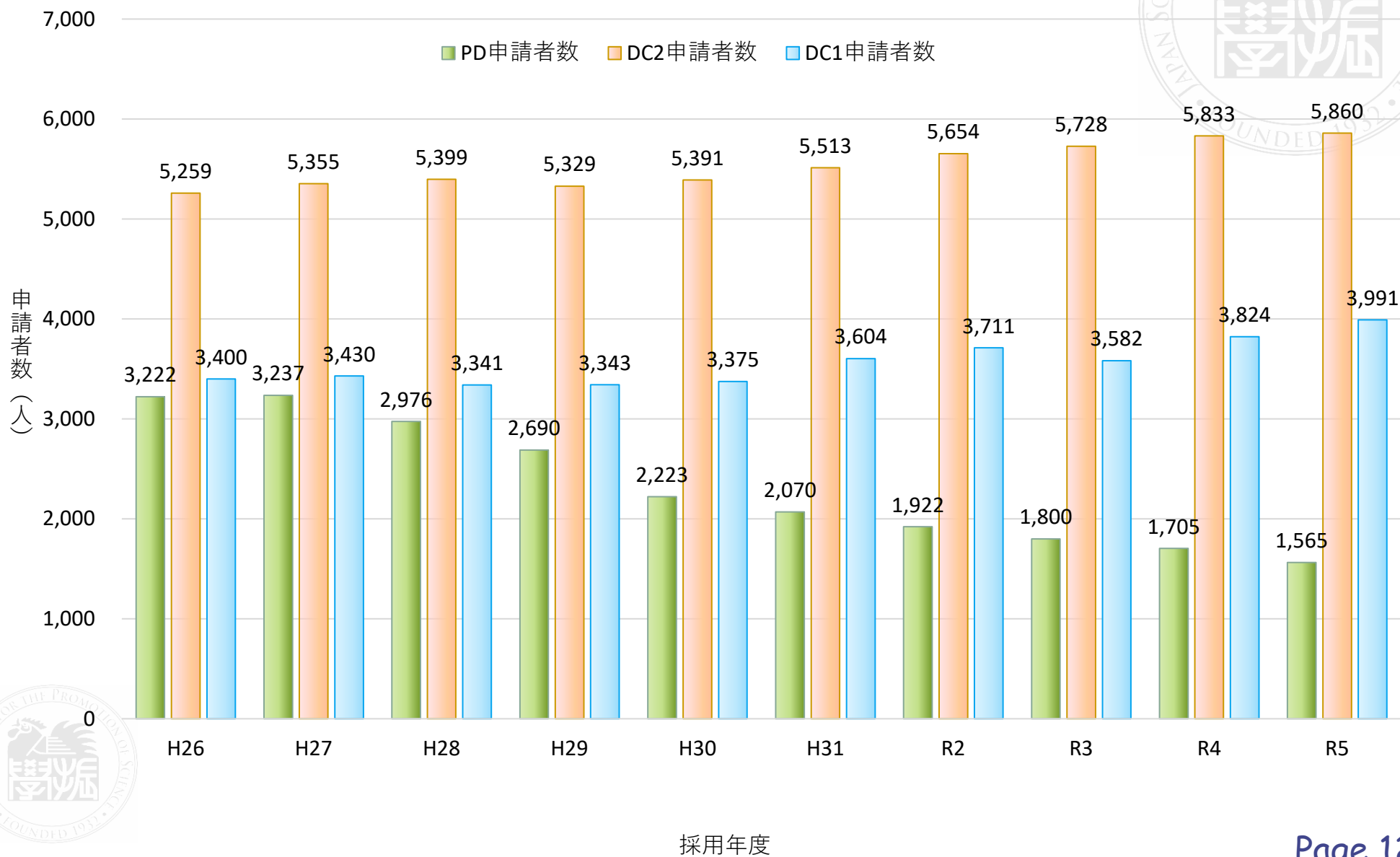


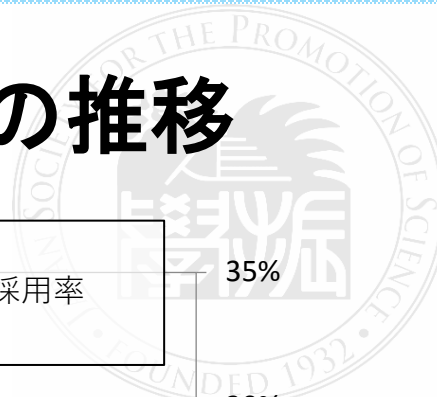
特別研究員の予算人数の推移



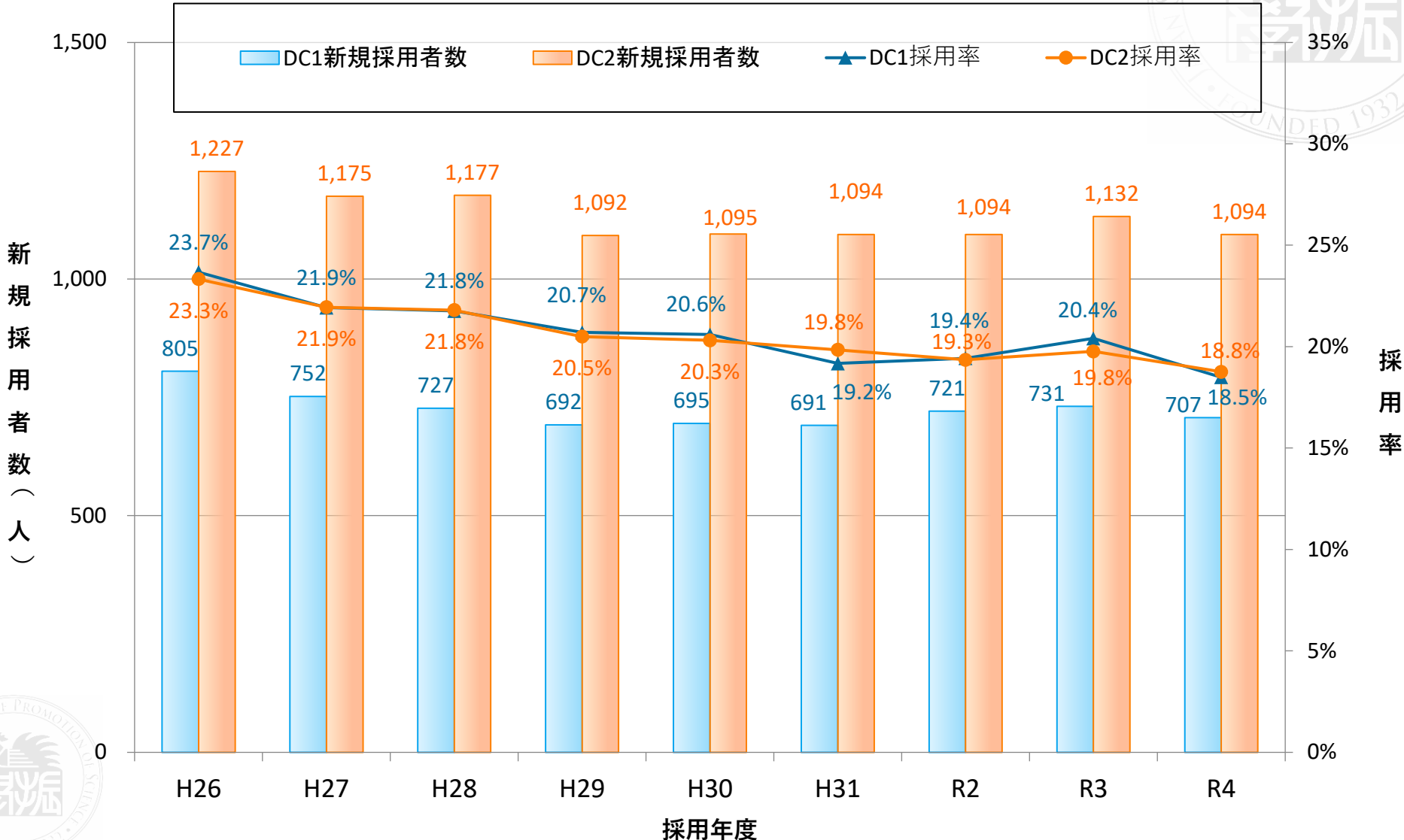


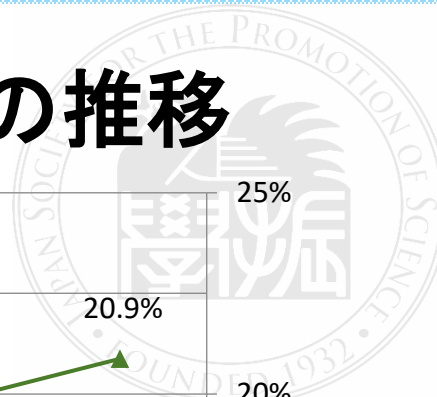
特別研究員-申請者数の推移



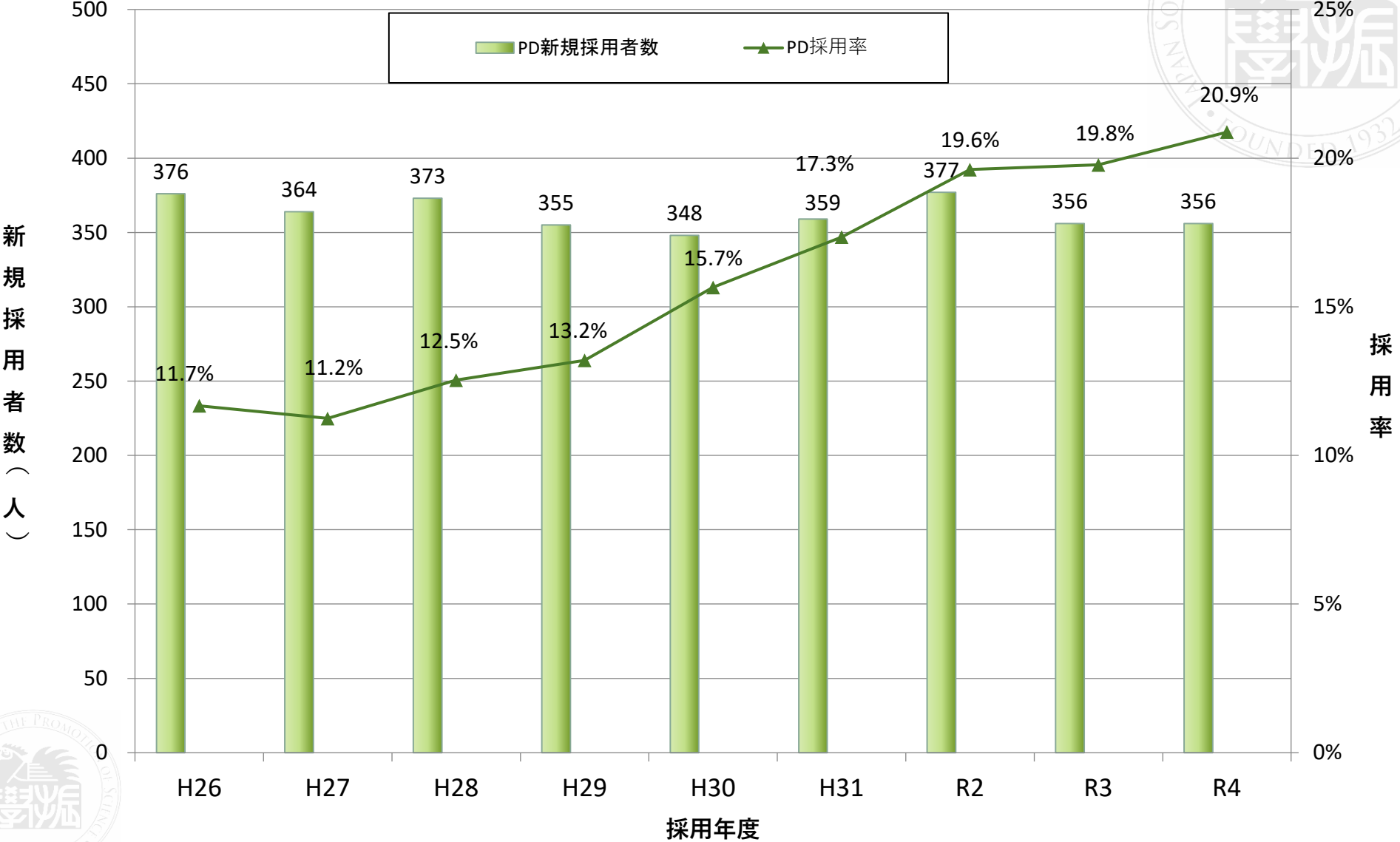


特別研究員-DC 新規採用者数と採用率の推移





特別研究員-PD 新規採用者数と採用率の推移



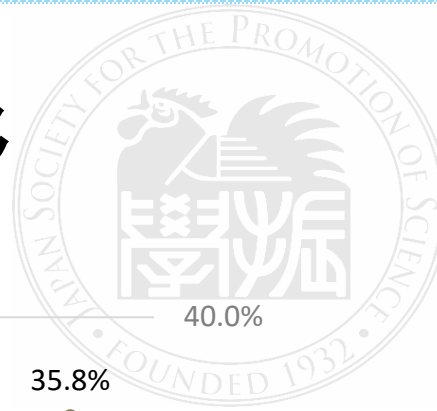
新規採用者数 (人)

採用率

採用年度

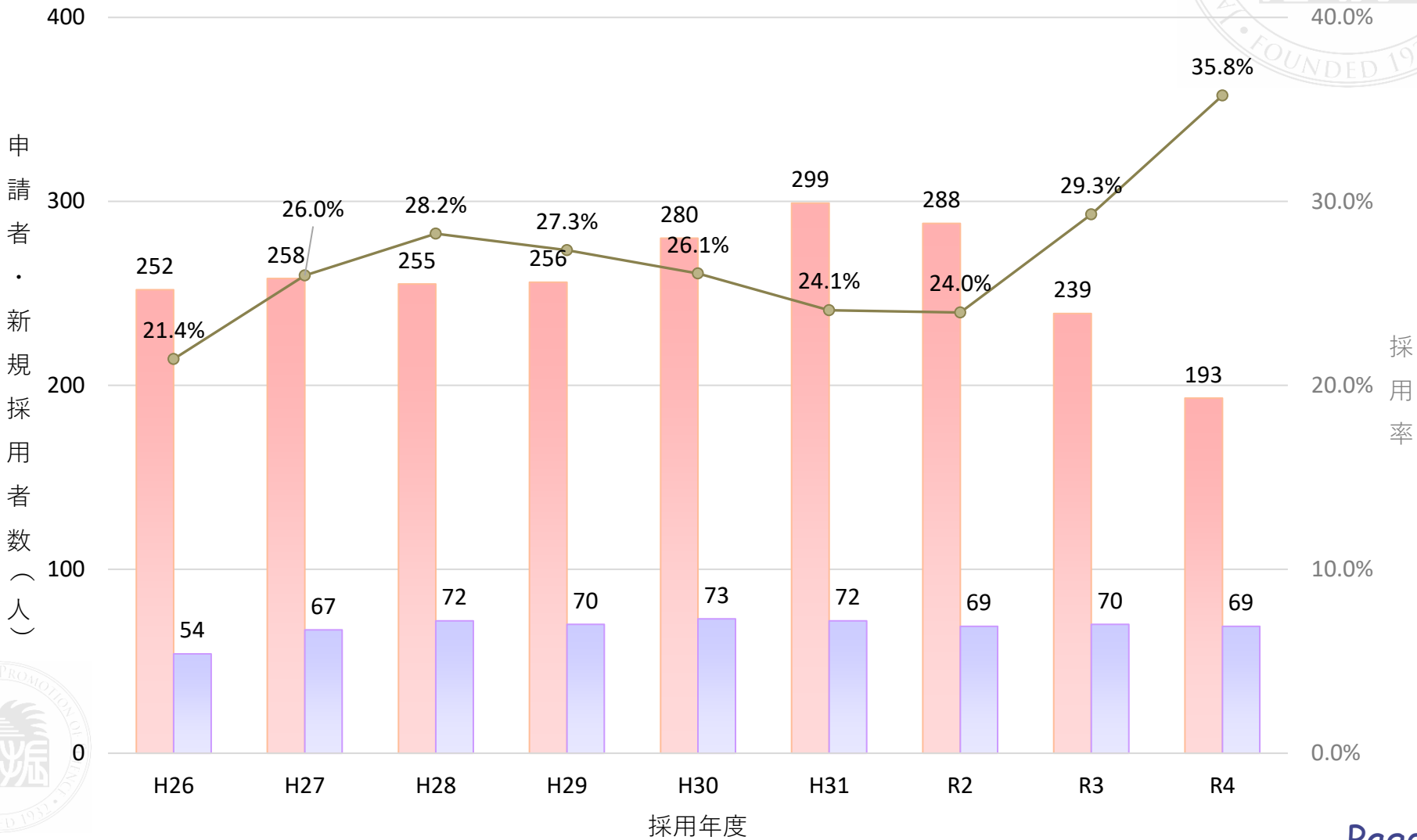


※令和2年度までのPD採用者にはSPD採用者を含む



特別研究員-RPD 申請者数・新規採用者数と採用率の推移

申請者数 新規採用者数 採用率



令和4(2022)年度採用分特別研究員の 区分別採用状況(新規分)

区分	PD		DC 2		DC 1		計	
	申請数	採用数	申請数	採用数	申請数	採用数	申請数	採用数
人文学	317 (132)	77 (23)	529 (237)	101 (43)	344 (142)	62 (25)	1,190 (511)	240 (91)
社会科学	249 (85)	45 (14)	607 (273)	111 (44)	365 (140)	68 (16)	1,221 (498)	224 (74)
数物系科学	347 (36)	67 (7)	771 (77)	144 (11)	582 (68)	108 (11)	1,700 (181)	319 (29)
化学	81 (9)	15 (2)	526 (91)	99 (15)	377 (56)	68 (10)	984 (156)	182 (27)
工学系科学	111 (23)	21 (4)	1,197 (217)	224 (35)	638 (94)	119 (15)	1,946 (334)	364 (54)
情報学	39 (5)	7 (0)	423 (63)	77 (10)	287 (40)	53 (7)	749 (108)	137 (17)
生物系科学	208 (54)	50 (9)	463 (158)	89 (23)	355 (97)	67 (13)	1,026 (309)	206 (45)
農学・環境学	164 (57)	31 (14)	520 (168)	100 (26)	337 (114)	61 (20)	1,021 (339)	192 (60)
医歯薬学	189 (61)	43 (9)	797 (272)	149 (39)	539 (205)	101 (30)	1,525 (538)	293 (78)
計	1,705 (462)	356 (82)	5,833 (1556)	1,094 (246)	3,824 (956)	707 (147)	11,362 (2974)	2,157 (475)

- ・令和4年度の採用率は、PD20.9%、DC2：18.8%、DC1：18.5%、全体で19.0%
- ・()内は女性の数で内数

特別研究員-RPDの区分別採用状況(新規分)

採用年度	令和4(2022)年度				
	区分	申請者数		採用者数	
	人文学	43	(7)	11	(2)
	社会科学	26	(5)	9	(1)
	数物系科学	6	(1)	1	
	化学	5		1	
	工学系科学	5		1	
	情報学	5		2	
	生物系科学	36	(6)	16	(4)
	農学・環境学	22	(1)	9	(1)
	医歯薬学	45	(1)	19	
	合計	193	(21)	69	(8)
	採用率	35.8%			

()内は男性の数で内数

特別研究員-CPDの区分別採用状況(新規分)

採用年度	令和4(2022)年度			
	申請者数		採用者数	
人文学	9	(2)	3	(1)
社会科学	5	(1)	2	
数物系科学	11		3	
化学	0		0	
工学系科学	2		1	
情報学	0		0	
生物系科学	1	(1)	1	(1)
農学・環境学	2	(1)	1	(1)
医歯薬学	8	(2)	3	
合計	38	(7)	14	(3)
採用率	36.8%			

()内は女性の数で内数

特別研究員-PDの就職状況調査結果

令和3年4月1日現在

PDの「常勤の研究職」への就職状況

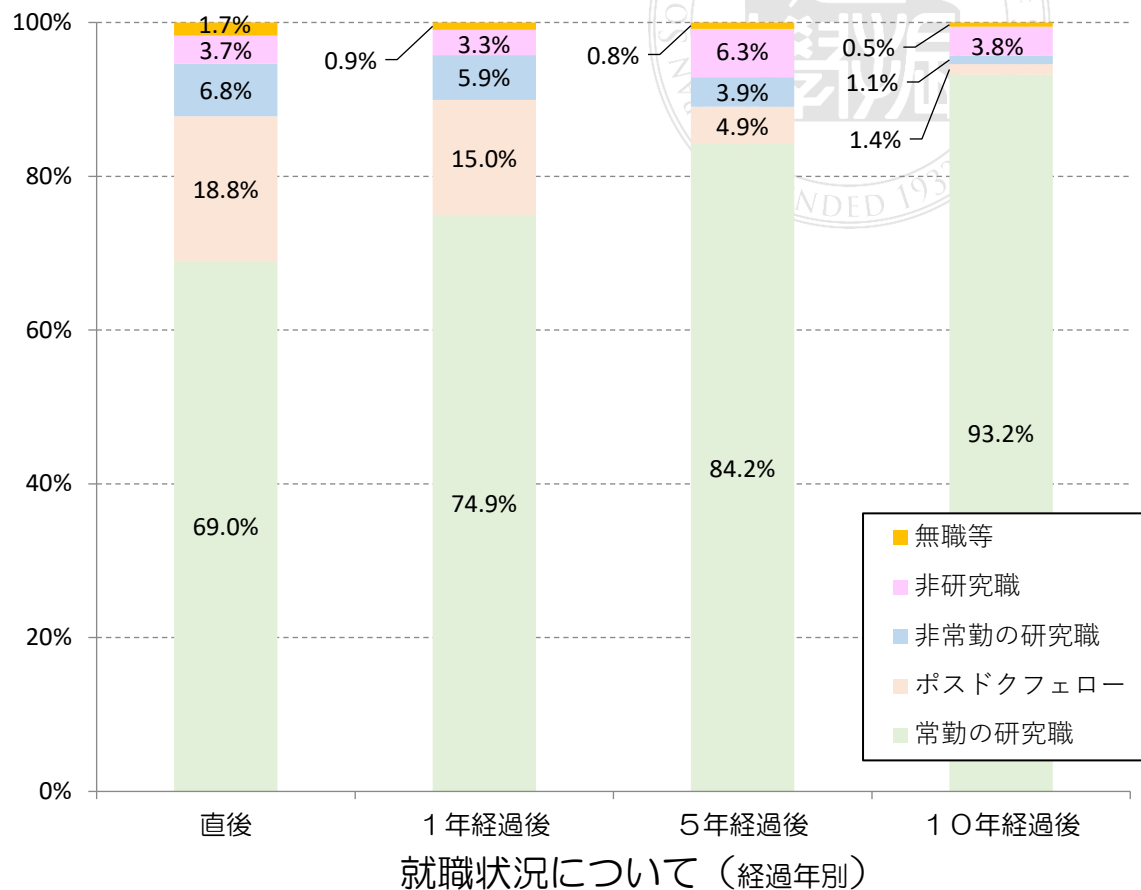
直後
（令和2年度終了者）：69.0%

1年経過後
（令和元年度終了者）：74.9%

5年経過後
（平成27年度終了者）：84.2%

10年経過後
（平成22年度終了者）：93.2%

※ 割合は不明者等を除いて算出



《 調査結果より 》

日本学術振興会特別研究員-PDは、5年経過後調査では、84.2%が「常勤の研究職」に就いており、我が国の研究者の養成・確保に係る中核的な役割を果たしている。

特別研究員-DCの就職状況調査結果

令和3年4月1日現在

DCの「常勤の研究職」への就職状況

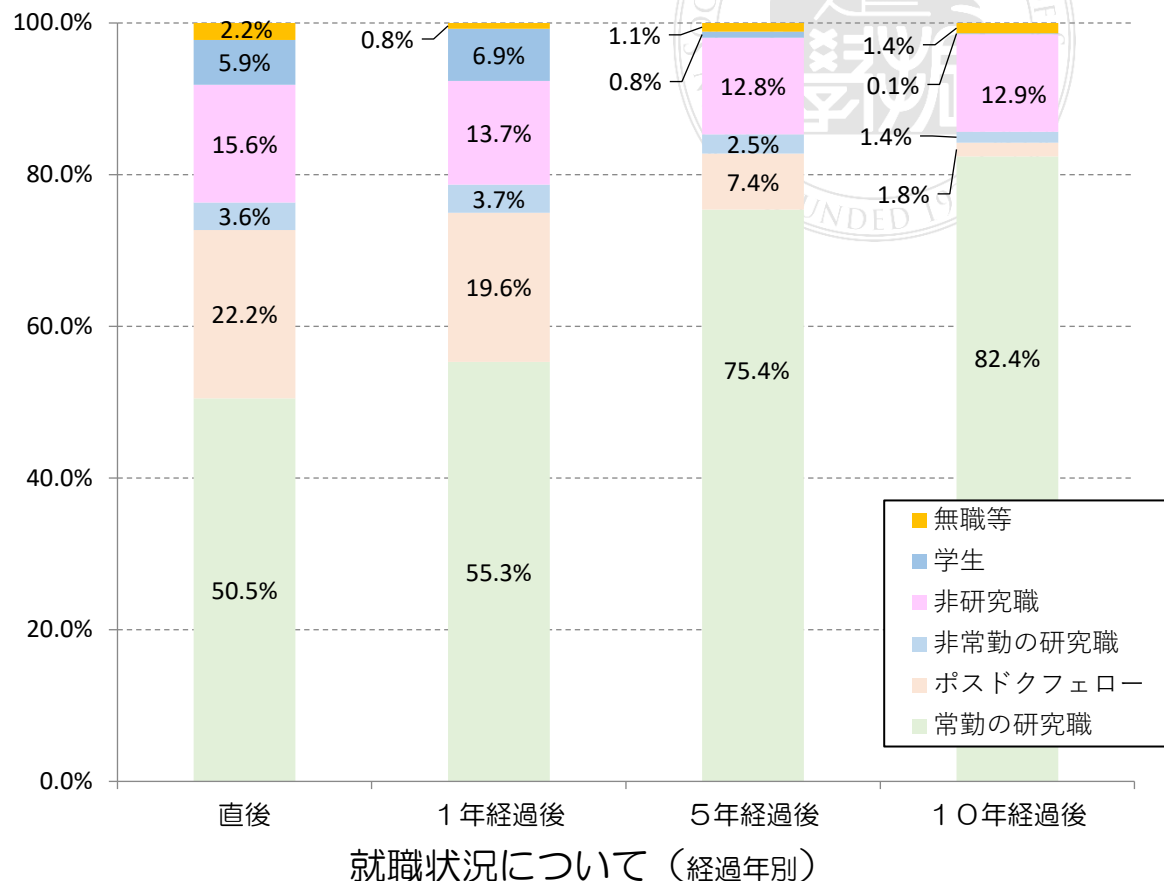
直後：「常勤の研究職・ポスドクフェロー」
（令和2年度終了者）：72.7%

1年経過後：「常勤の研究職・ポスドクフェロー」
（令和元年度終了者）：74.9%

5年経過後：「常勤の研究職」
（平成27年度終了者）：75.4%

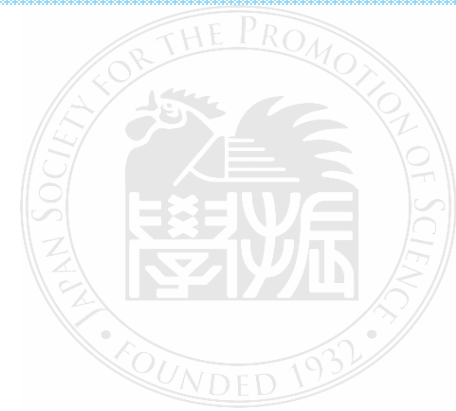
10年経過後：「常勤の研究職」
（平成22年度終了者）：82.4%

※ 割合は不明者等を除いて算出



《 調査結果より 》

日本学術振興会特別研究員-DCは、10年経過後調査では、82.4%が「常勤の研究職」に就いており、我が国の研究者の養成・確保に係る中核的な役割を果たしている。



特別研究員事業及び 海外特別研究員事業に係る 最近の主な動き



1. 科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の 応募を統合

特別研究員-PD、DC、RPD

科研費
KAKENHI

◆ 令和6(2024)年度募集分より、特別研究員の申請と 科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の応募を統合

- 申請者・研究機関の手続の省力化及び若手研究者が予め研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供を目的として、応募方法を見直し
- 特別研究員奨励費の公募については、特別研究員の申請と同時に応募書類を受け付けることとし、今回の募集分から追加した特別研究員奨励費の「応募調書」と特別研究員の申請書の研究課題名等、研究計画に記載の内容とあわせ、「研究計画調書」として科学研究費委員会での審査に使用

特別研究員奨励費の公募要領については、特別研究員事業の募集要項と併せて、本会ホームページにおいて公開

1. 科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の 応募を統合(つづき)

特別研究員-PD、DCの例

※補欠繰上に係る事項除く

◆特別研究員の申請・特別研究員奨励費の応募から交付決定までの流れ

- 青字：特別研究員事業に係る事項
- 赤字：特別研究員奨励費に係る事項

変更前



変更後



2. 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

特別研究員事業

◆ 制度運用に係る特例取扱いの創設

- ① 令和4年度に採用期間が終了する DC を対象として、大学が延長を認める在学期間(原則最大6ヶ月)について、**採用期間の延長を認める特例措置を設定。**併せて、当該延長期間について、研究奨励金を支給。

https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/01_tsuuchi_20220831.pdf

https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/j-keiji/tuuchi_20221226.pdf

- ② 令和5年度採用分DC、PD、RPD の採用内定者を対象として、採用年度の4月1日時点で申請資格を満たさない場合、**最長で採用年度の1月1日まで採用開始日を先延ばしにする**(延長期間中は引き続き採用内定者として取り扱う)特例措置を設定。

<https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/R5tokureitsuchi.pdf>

3. 特別研究員事業の制度改革

※詳細は「特別研究員遵守事項および諸手続の手引」をご参照ください。

https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki.html

◆ DCの採用期間中に、博士の学位の取得によりPDに資格変更した場合の研究奨励金単価の増額 【令和4年度～】

- 令和3年度までは、DCの採用期間中に博士の学位を取得し、PDに資格を変更した場合でも、研究奨励金の支給額(月額20万円)に変更はなかった。

↳ 令和4年度より、博士の学位の取得により、所定の手続きを経てDC からPDに資格を変更した場合は、採用期間の残期間について、通常のPDに支給する額(月額36.2万円)に増額して研究奨励金を支給することとした。

4. 女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業について

特別研究員事業、海外特別研究員事業

◆女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業の創設

- 令和5年1月より、男女共同参画推進の取り組みの一環として、「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を開始
- 女性研究者の妊娠中及び出産後の健康の確保のため、当該期間において、対象事業の採用中断期間中に支援助成金を措置することで、安心して研究者としてのキャリアを継続できるよう、女性研究者の出産時に「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援金」（以下「キャリア継続支援金」という）を支給

◆対象

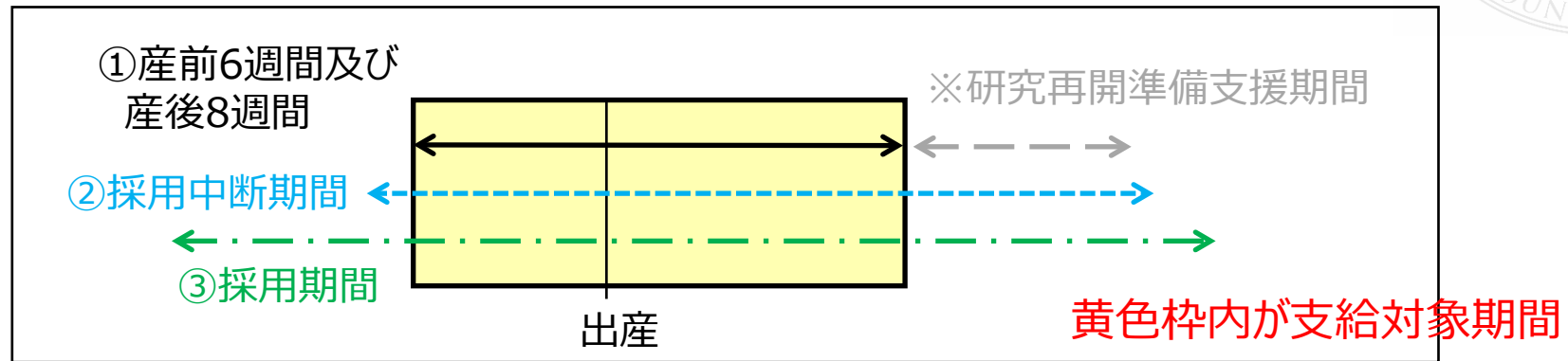
- 特別研究員（DC,PD,RPD,SPD,CPD）、海外特別研究員（一般,RRA）に採用されている女性研究者のうち、採用期間中に出産を理由として、採用の中断を行う者



4. 女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業について(つづき)

特別研究員事業、海外特別研究員事業

<支給対象期間>



- 以下の①から③の重複する期間についてキャリア継続支援金を支給
 - ① 産前6週間及び出産後8週間の期間
 - ② 出産を理由とする採用中断期間
 - ③ 特別研究員・海外特別研究員としての採用期間

<支給金額>

- 一日あたりの金額(10,000円)に支給対象期間の日数を乗じた額

※事業の詳細、申請は下記ウェブサイトを参照

女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業 (<https://cheers.jsps.go.jp/support/>)



5. 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業について

特別研究員-PD、RPD、CPD

◆ 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業の創設

【事業の概要】

- 従来雇用関係を有していなかった特別研究員-PD・RPD・CPDについて、受入研究機関で雇用することを可能にするとともに、当該研究機関の責任において、PD等の育成と研究環境の向上を図るため、大学等研究機関を対象に、令和5(2023)年度より実施。
- 特別研究員制度の趣旨に賛同しPD等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する研究機関を公募し、所定の要件を満たす機関を「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」に登録。

大学等研究機関の方へ

令和5(2023)年度から
日本学術振興会特別研究員-PDが
雇用できるようになりました

※特別研究員-RPD、CPDを含む

独立行政法人日本学術振興会は、これからの学術研究の発展を担う優秀な若手研究者がより安心できる環境で自身の研究に専念できるよう、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を創設しました。
特別研究員制度の趣旨に賛同し特別研究員-PD等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する受入研究機関にPD等の雇用経費を支援します。

従来からのメリット	機関雇用による新たなメリット
<ul style="list-style-type: none">▶ 自由な発想のもとに主体的に研究を進行▶ 研究費の確保：総額450万円以下* <small>*特別研究員-PDの若手研究費助成事業 特別研究員助成費 (特別研究員1名・研究期間3年の場合)</small>	<ul style="list-style-type: none">▶ 研究専念環境の更なる向上▶ 特別研究員-PD等の資格を持ったまま安定した身分を確保▶ 社会保険の充実 等

受入研究機関で雇用するための経費をセットでサポート

雇用するPD1人あたり	
若手研究者雇用支援金 (特別研究員助成事業) 362,000円/月	特別研究員奨励費 (学術条件整備) 100万円/年
+ 増補経費 50%	

本事業により研究機関が特別研究員-PD等を雇用するためには、「雇用制度導入機関」への登録が必要です。

登録申請締切：令和5(2023)年7月13日(木)17:00
雇用開始：令和5(2023)年10月1日

※令和5(2023)年度から、全ての受入研究機関が特別研究員-PD等を雇用するわけではありません。
※令和5(2023)年度予算の状況によっては、内容に変更がある場合があります。

日本学術振興会 科研費

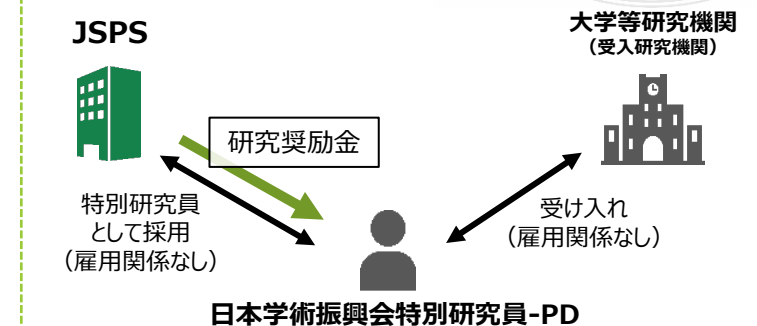
5. 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業について(つづき)

特別研究員-PD、RPD、CPD

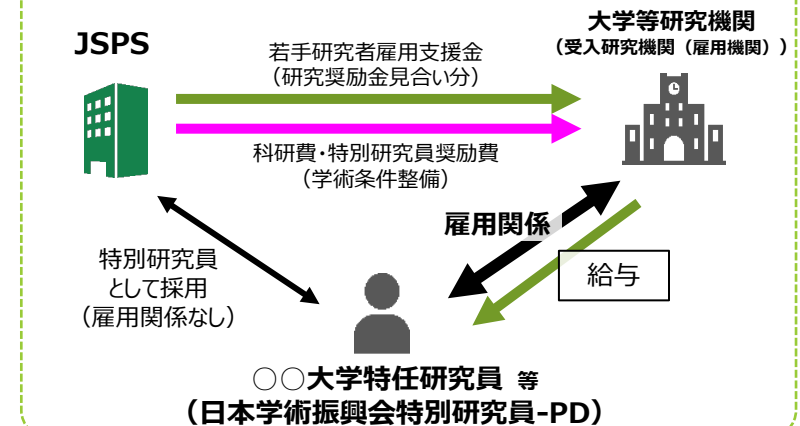
- 雇用制度導入機関のうちPD等を雇用する受入研究機関に対し、雇用するPD等の人数に応じ、雇用に係る経費を「若手研究者雇用支援金」として交付。
- PD等が主体的な研究を遂行する上で必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費は、特別な支援経費として令和5年度に新設される「科学研究費助成事業 特別研究員奨励費(学術条件整備)」においても、併せて支援。

- 本事業の募集等に係る詳細についてはこちら
<https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/>

【資金の流れ(イメージ) : 現行のスキーム(PDの例)】

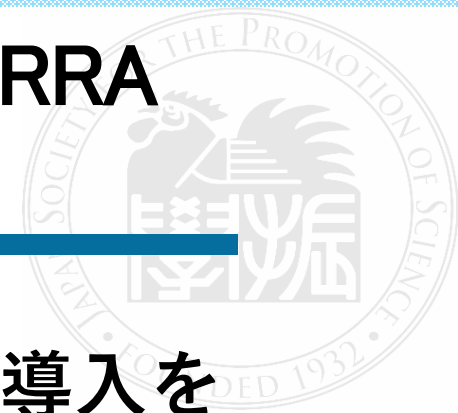


【資金の流れ(イメージ) : 雇用制度導入後(PDの例)】



6. 海外特別研究員及び海外特別研究員—RRA の指定都市単価導入について

- ◆ 滞在費・研究活動費の単価に指定都市の導入を行う予算措置が認められたため、年額の上限を甲地方の額（約620万円）から、指定都市相当区分の額（約750万円）に変更。



【参考】独創の原点 ～私の「特別研究員・海外特別研究員時代」～



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE
日本学術振興会

調達情報 採用情報 English アーカイブ(国立国会図書館) サイト内検索

日本学術振興会について

事業のご案内

お知らせ

情報公開

お問い合わせ

独創の原点

特別研究員

海外特別研究員

アーカイブ(国立国会図書館)

お問い合わせ先

独立行政法人 日本学術振興会
人材育成事業部
〒102-0083
東京都千代田区麹町5-3-1
麹町ビジネスセンター

■特別研究員担当
研究者養成課
[詳細はこちら](#)

■海外特別研究員担当
人材育成企画課
[詳細はこちら](#)

独創の原点

私の「特別研究員・海外特別研究員」時代

日本学術振興会の特別研究員事業（昭和60年度開始）と海外特別研究員事業（昭和57年度開始）は、個人の自由な発想に基づく研究の専念によって、自立した研究者育成に主眼を置くものです。自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する特別研究員あるいは海外の大学等研究機関において長期間研究に専念する海外特別研究員になったことで、一体何を、何が変わったのか？これから研究者を目指す方へのエール・研究人生の示唆となる採用経験者インタビューを掲載しています。

() 内はインタビュー年月です。所属・職はインタビュー時のものです。



トップ研究者との交流で見出した独創性へのアプローチ

国立情報学研究所 情報学プリンシプル研究系 教授 (令和3年12月)
河原林 健一 KAWARABAYASHI Ken-ichi H12特別研究員DC H13特別研究員PD H19海外特別研究員



熱帯雨林への憧れを追い続けて数理生物学者に

九州大学大学院 理学研究院 生物科学部門 教授 (令和2年10月)
佐竹 暁子 SATAKE Akiko H11特別研究員DC H14特別研究員PD H17海外特別研究員

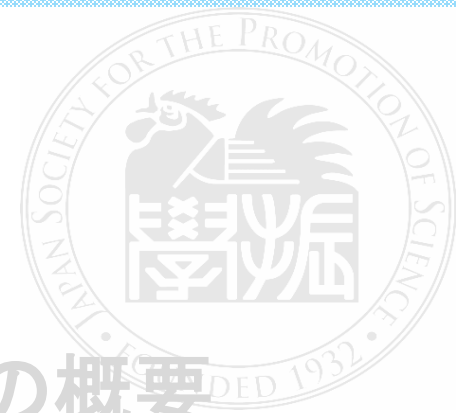


科学思想と社会制度の歴史の細部に学ぶ

名古屋大学大学院 経済学研究科 社会経済システム専攻 教授 (令和元年9月)
隠岐 さや香 OKI Sayaka H12特別研究員DC H17特別研究員PD



<https://www.jsps.go.jp/j-pdab/index.html>



【目次】

(1) 日本学術振興会の研究者養成事業の概要

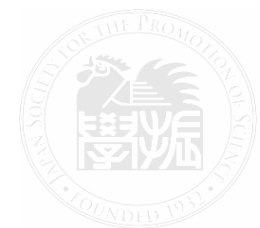
(2) 特別研究員の制度及び選考方法等

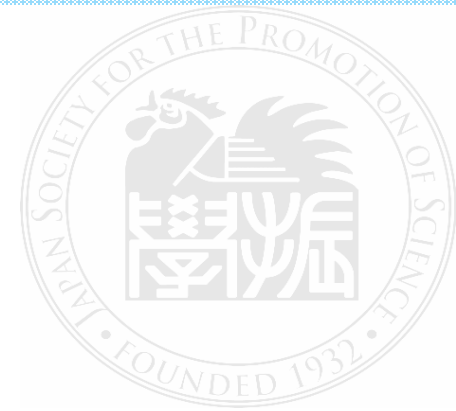
(3) 海外特別研究員の制度及び選考方法等

(4) 若手研究者海外挑戦プログラムの制度及び
選考方法等

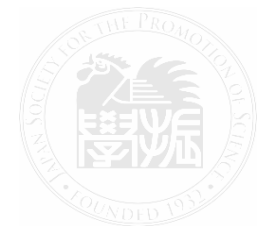
(5) 電子申請手続及び申請書類の提出

(6) お問い合わせ先

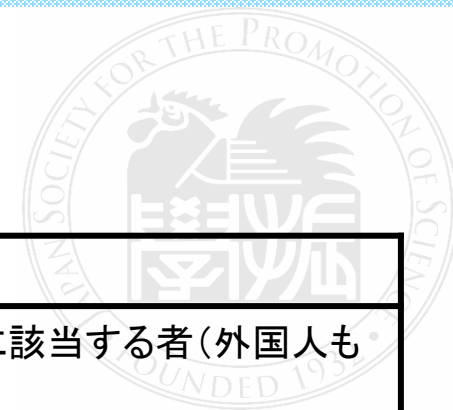




特別研究員-DC 特別研究員-PD



○特別研究員-DCの申請資格

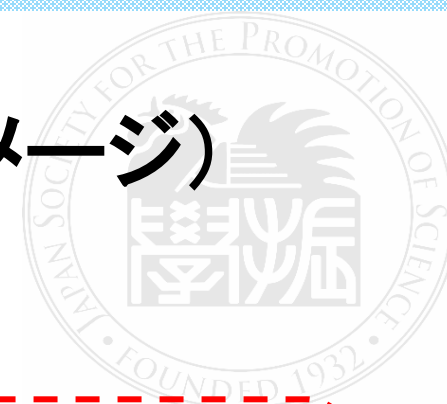


特別研究員-DC1(大学院博士課程在学者)

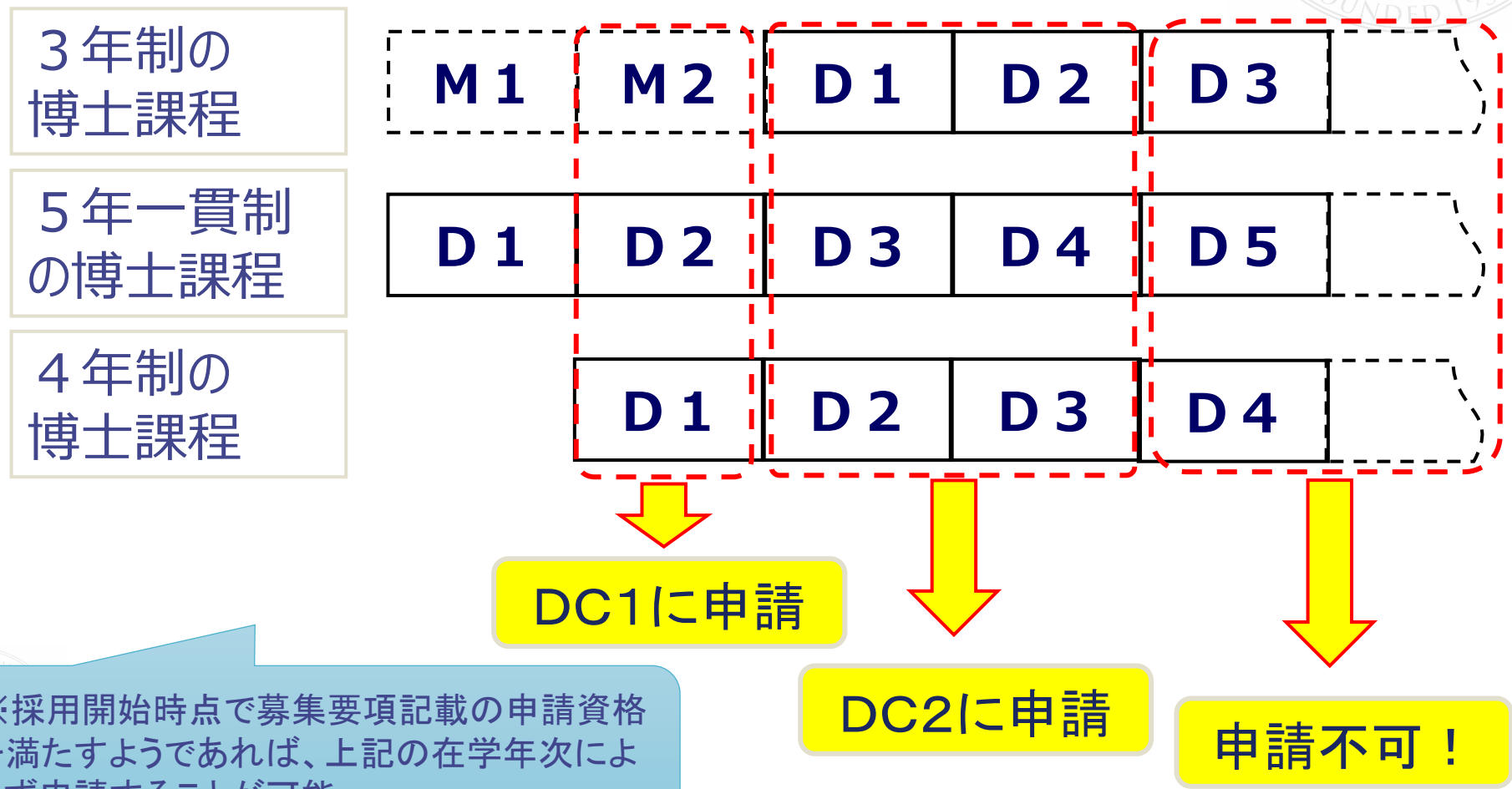
年 齢	制限なし
在学年次	採用年度の4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む) ① 区分制の博士課程後期 第1年次相当 (在学月数12ヶ月未満)に在学する者 ② 一貫制の博士課程第3年次相当(在学月数24ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第1年次相当(在学月数12ヶ月未満)に在学する者 ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第2年次相当(在学月数12ヶ月以上24ヶ月未満)に在学する者 ※ ①～③において、採用年度の4月に博士課程後期等に進学する予定の者を含む。

特別研究員-DC2(大学院博士課程在学者)

年 齢	制限なし
在学年次	採用年度の4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む) ① 区分制の博士課程後期 第2年次以上の年次相当 (在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者 ② 一貫制の博士課程第4年次以上の年次相当(在学月数36ヶ月以上60ヶ月未満)に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次相当(在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満)に在学する者 ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第3年次以上の年次相当(在学月数24ヶ月以上48ヶ月未満)に在学する者

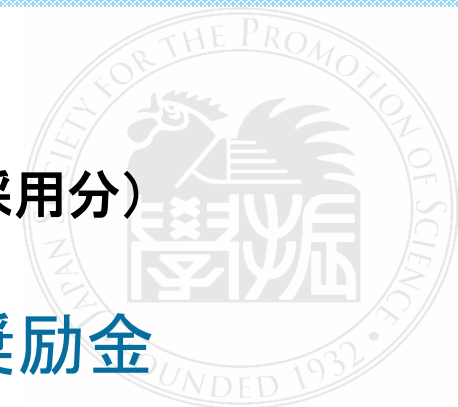


DCの申請時の在学年次と申請資格(イメージ)



※採用開始時点で募集要項記載の申請資格を満たすようであれば、上記の在学年次によらず申請することが可能

○特別研究員-DCの 採用数・採用期間・研究奨励金（令和6年度採用分）



■ 新規採用予定数

- DC1 700名程度
- DC2 1,100名程度

■ 採用期間・研究奨励金

- DC1 3年間・月額200,000円
- DC2 2年間・月額200,000円

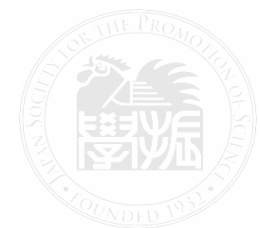
※採用予定数及び研究奨励金は、予算の状況により変更することがあります

令和4年度在籍者から

- DC1・DC2に採用された者が博士の学位を取得し、所定の手続きを経てPDに資格変更した場合、当初の採用期間の残期間について、**研究奨励金の支給額を増額**

月額200,000円 → 月額362,000円

※研究奨励金は、予算の状況により変更することがあります



○特別研究員-PDの申請資格

特別研究員-PD(博士の学位取得者)

年 齢	制限なし
学 位	採用年度の4月1日現在、 博士の学位を取得後5年未満の者 (申請時においては、見込みでもよい。)
受入研究機関 ※受入研究者が 在籍する機関	受入研究機関は大学院博士課程在学当時(修士課程として取り扱われる大学院博士課程前期は含まない)の所属大学等研究機関(以下「出身研究機関」という。)以外の研究機関を選定すること(以下「研究機関移動」という。) ※ 特別研究員等審査会の判定により研究機関移動に関する特例措置を例外的に認めることがあるので、特例措置を希望する者は「特例措置希望理由書」を提出すること。 ※ 出身研究機関は、博士の学位を取得する予定又は博士の学位を取得した研究機関です。 HPに申請資格審査に係るガイドライン及び申請資格審査の実施状況を公開 https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_sinsa.html
受入研究者	出身研究機関の学籍上の研究指導者以外を選定すること。
国 籍	申請時に、日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人

※受入研究機関は受入研究者の本務先です。

国籍要件に該当しない場合、「外国人特別研究員」事業をご確認ください

<https://www.jsps.go.jp/j-fellow/index.html>



PDの「受入研究機関」

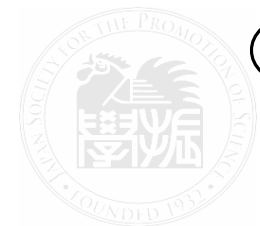
申請資格要件として研究機関移動が必要

特別研究員等審査会の判定により研究機関移動に関する特例措置を例外的に認めることがあるので、特例措置希望者は「特例措置希望理由書」を提出する。

- 研究機関移動 = 大学院博士課程在学当時の所属大学等研究機関(出身研究機関)以外の研究機関を受入研究機関とすること。

※同一大学のキャンパス移動は、研究機関移動にはならない。

- 研究機関移動しないことが特例として認められるには、(1)又は(2)と判定されなくてはならない。
 - (1) 身体の障がい、出産・育児等の理由により出身研究機関以外の研究機関で研究に従事することが難しい
 - (2) 研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究機関として出身研究機関以外の研究機関を選定することが国内の研究機関における研究の現状において、極めて困難



実際の特例措置申請の時はどうするのか？

- 研究機関移動ではないと認めて、特例措置を希望する立場での申請の場合

「大学院在学当時の所属機関と受入研究機関との関係」欄で「同一大学」を選択し、「特例措置希望理由書」を提出

【電子申請Webフォーム】

大学院在学当時の所属機関と受入研究機関との関係	* 同一大学 やむを得ない事由があり「同一大学」を 選択し入力してください。
	* 以下の事項には該当しない <input type="radio"/> 博士の修了・退学が見込みで 「出身大学院の研究指導者」

大学院在学当時の所属機関と受入研究機関との関係で、やむを得ない事由があり「同一大学」を選択した場合のみ入力が必要です(2000字以内、改行は10回まで入力可)。
資格審査のガイドライン及び申請資格審査状況についてはこちらを参照ください。
特例措置希望理由書を提出する状況(例:出身研究機関と受入研究機関が同じである等)を明確にしたうえで、研究環境を変更できない事由を研究家の選定理由と関連づけて説明してください。

特例措置希望理由書

- 研究機関移動であるため、特例措置を希望しないという立場での申請の場合

「大学院在学当時の所属機関と受入研究機関との関係」欄で「他大学等」を選択
※誤解を招かないよう申請書でしっかり研究機関移動を具体的に説明すること。

【申請内容ファイル(Word)より抜粋】

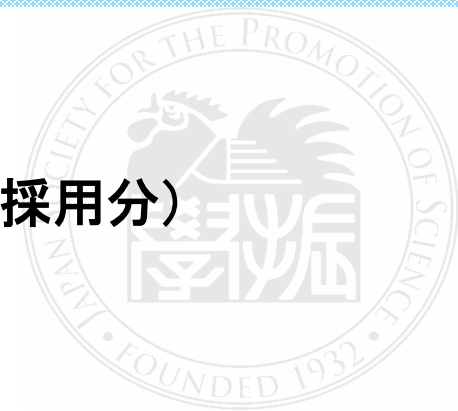
- (3) 受入研究室の選定理由※各事項の字数制限はありませんが、全体で1頁に収めてください。様式の変更・追加は不可。

採用後の受入研究室を選定した理由について、次の項目を含めて記入してください。

- ① 受入研究室を知ることとなったきっかけ、及び、採用後の研究実施についての打合せ状況
- ② 申請の研究課題を遂行するうえで、当該受入研究室で研究することのメリット、新たな発展・展開

※ 個人的に行う研究で、指導的研究者を中心とするグループが想定されない分野では、「研究室」を「研究者」と読み替えて記入してください。

○特別研究員-PDの 採用数・採用期間・研究奨励金(令和6年度採用分)



- 新規採用予定数

350名程度

- 採用期間・研究奨励金(令和6年度支給予定額)

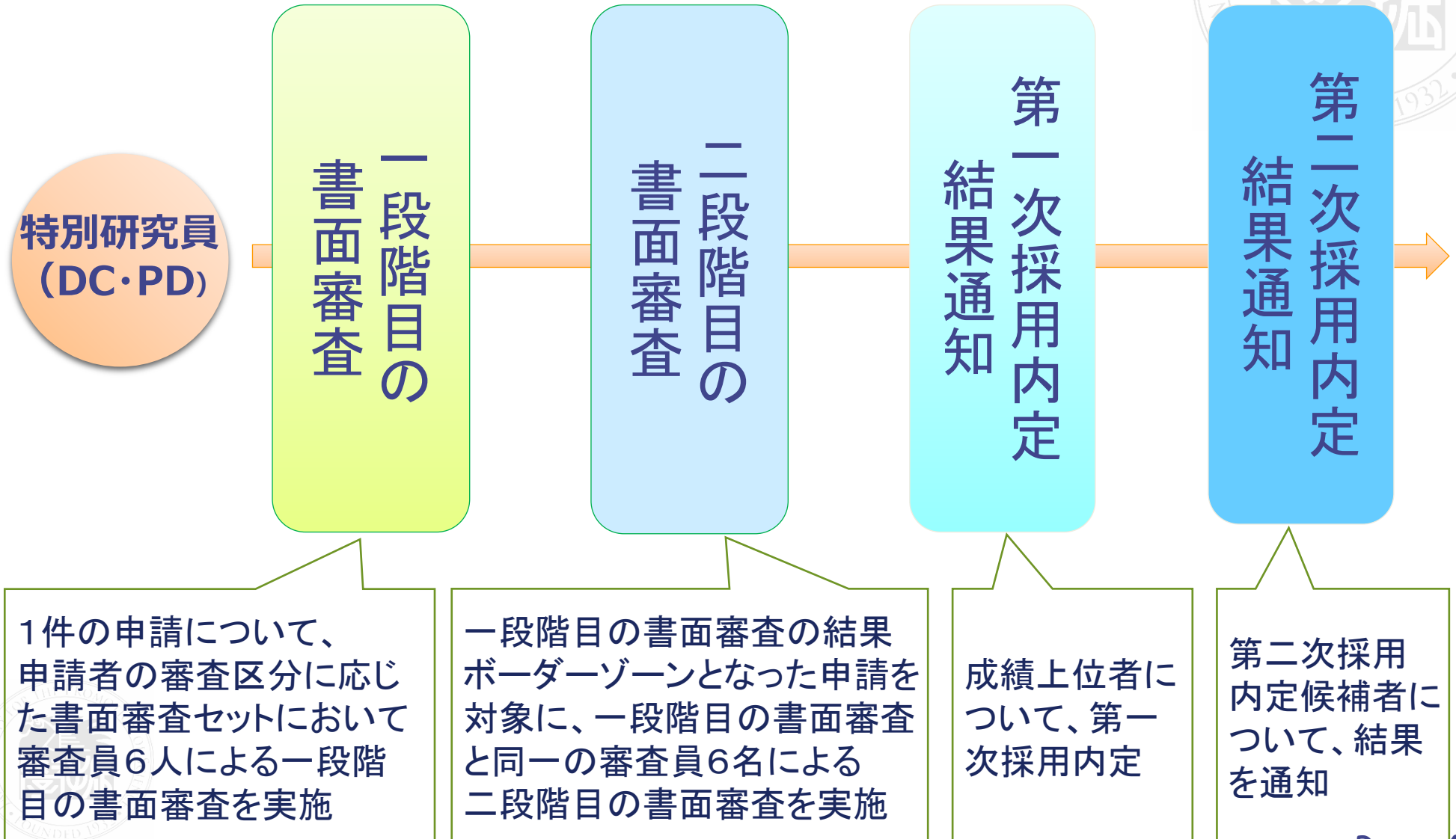
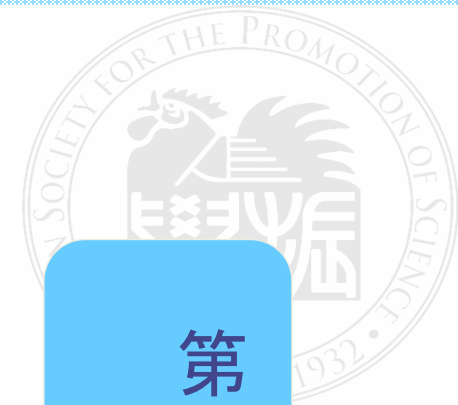
3年間・月額 362,000円

※採用予定数及び研究奨励金は、予算の状況により変更することがあります

※「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」によりPD、RPD、CPDを雇用する受入研究機関には、雇用するPD等の人数に応じて「若手研究者雇用支援金」(研究奨励金見合い分)を日本学術振興会から交付します。また、PDには雇用主である受入研究機関(雇用機関)から給与が支給されるため、日本学術振興会からの研究奨励金は支給されません。(再掲)



○特別研究員-DC・PDの選考について



○令和6(2024)年度採用分特別研究員-DC、PDの募集から採用までの流れ



2023年
2月7日

募集要項公開

各研究機関で申請書を取りまとめる

4月中旬～6月7日

申請受付

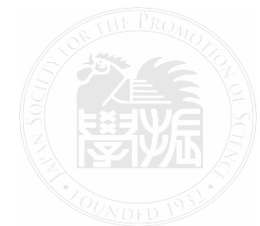
各研究機関内の締切を要確認

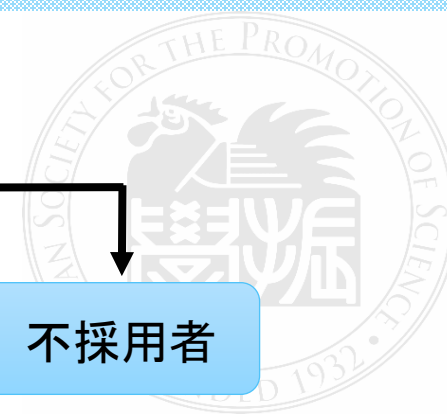
一段階目の書面審査

1件の申請について申請者の審査区分に応じた書面審査セットにおいて審査員6人による一段階目の書面審査

二段階目の書面審査

一段階目の書面審査の結果ボーダーゾーンとなった申請を対象に一段階目の書面審査と同一の審査員6名による二段階目の書面審査を実施

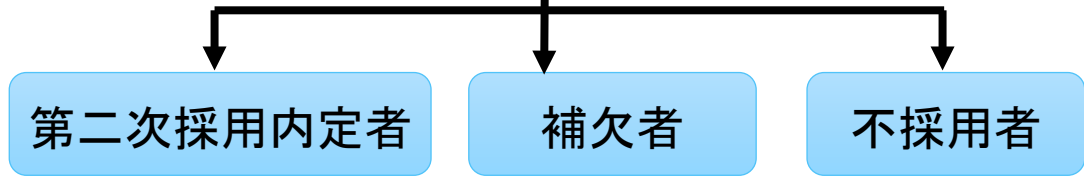




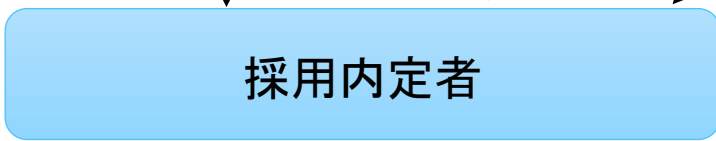
10月上旬頃までに
選考結果を電子申請システムにおいて開示



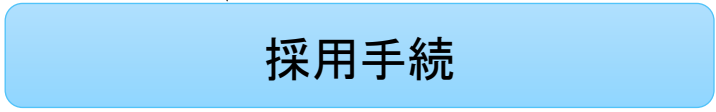
2024年1月上旬頃までに
選考結果を電子申請システムにおいて開示



※補欠者について、2月中旬頃までに
採用内定、不採用を開示予定

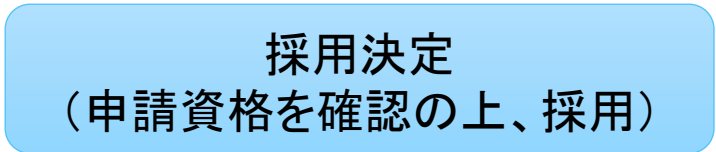


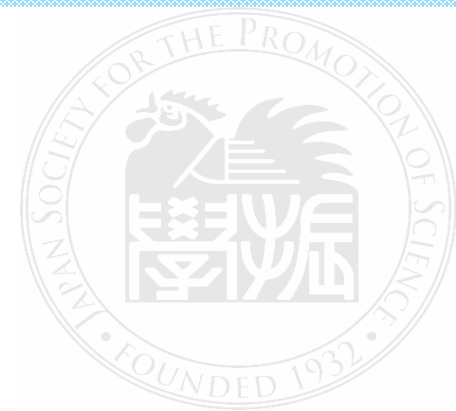
2024年1月
中旬以降



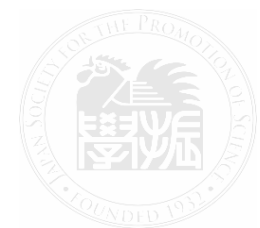
電子申請システム上で手続
※一部受入研究機関の承認が必要

2024年4月





特別研究員-RPD



○特別研究員-RPDの概要

【趣旨】

日本学術振興会では、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため、特別研究員事業を実施しています。

この特別研究員事業の一環として、子育て支援や学術研究分野における男女共同参画の観点から、優れた若手研究者が出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるように支援する「特別研究員-RPD」を平成18年度に創設しました。

例えば、非常勤研究員や任期付ポスドクは、出産・育児休業制度が適用されない場合があるため、出産・育児に際してその職を辞めざるを得ないなど、その後の研究現場への復帰が困難な状況にあります。

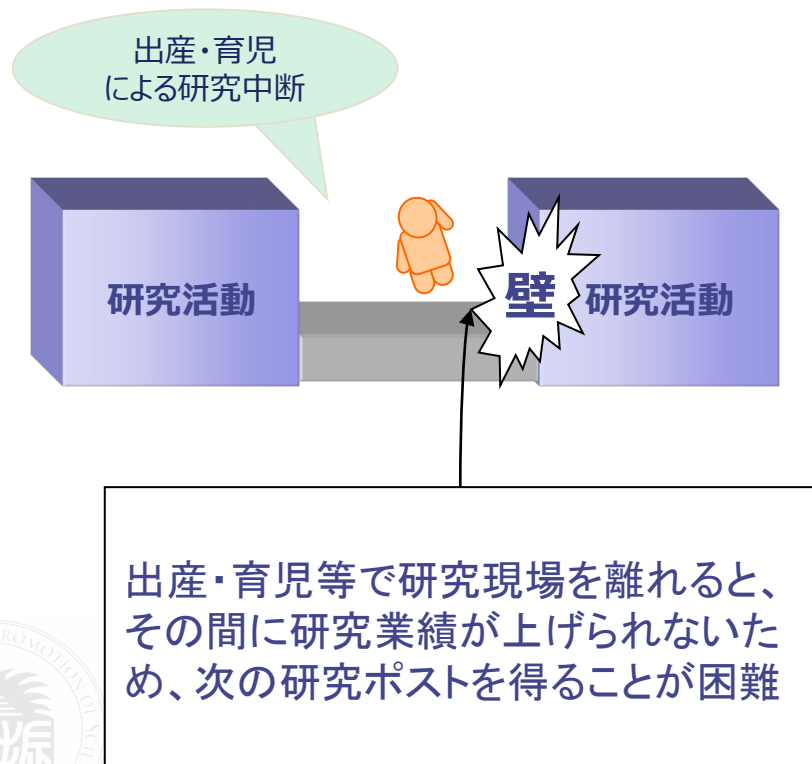
そこで本事業により、このような方々が研究活動を再開するための支援を行い、多様で優れた研究者の養成・確保を更に推進することを目指すものです。



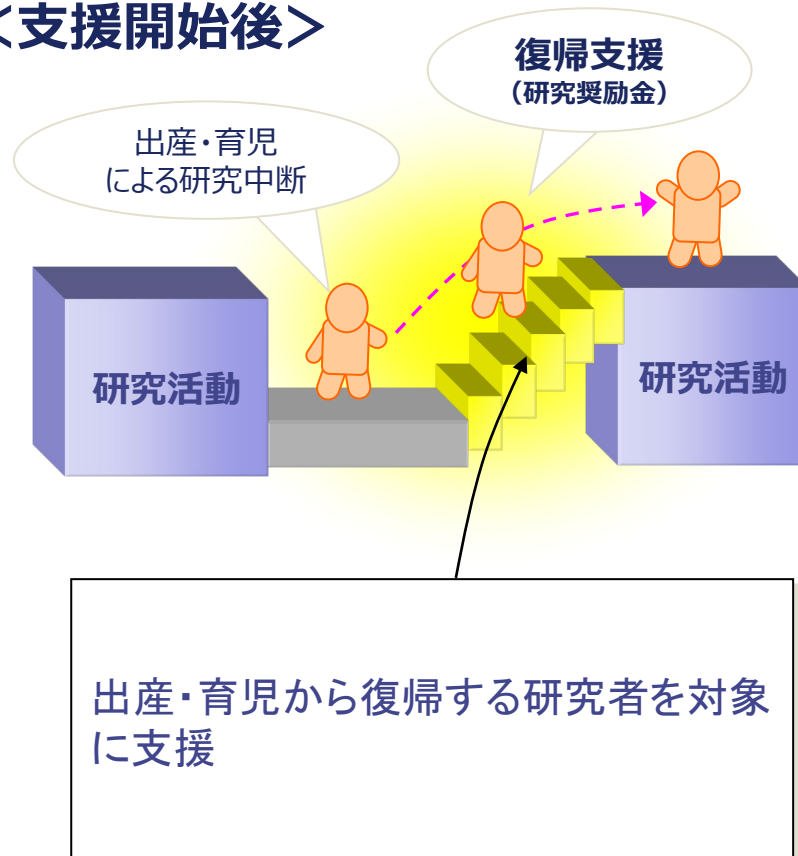
特別研究員-RPD

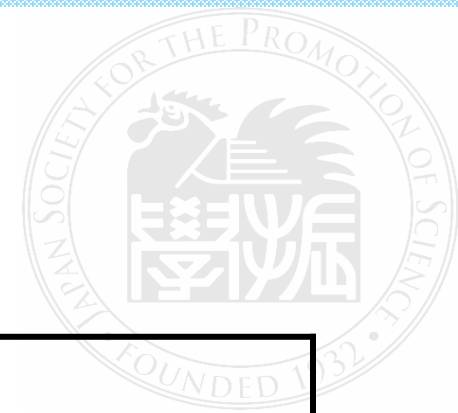
優れた男女の研究者が、出産・育児による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰することを支援。

<従前>



<支援開始後>





○特別研究員-RPDの申請資格

年 齢	制限なし
学 位	採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得している者（申請時においては、見込みでもよい）。
受入研究機関	受入研究機関は、大学院博士課程在学当時の所属大学等研究機関以外の大学等研究機関を選定することを 推奨
研究中断	次のいずれかに該当する者。 ① 申請年度 4月1日時点で未就学児を養育しており、その子の出産・育児のため、2016年10月1日から2023年3月31日の間に、3ヶ月以上研究活動を中断した者。 ② 出産又は疾病や障がいのある子を養育したため、2018年4月1日から2023年3月31日の間に、3ヶ月以上研究活動を中断した者。
国 籍	日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人

※申請年度＝採用年度－1年

採用内定後の諸手続において、住民票等書類にて出産・育児の事由を確認。



○特別研究員-RPDの 採用数・採用期間・研究奨励金(令和6年度採用分)

・新規採用予定数

75名程度

※予算の状況により変更することがあります

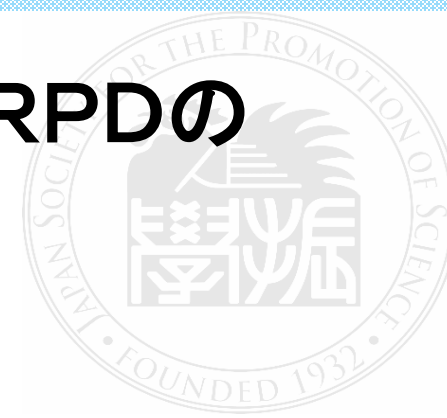
・採用期間・研究奨励金

3年間(採用開始月を4、7、10、1月から選択)

月額 362,000円

※予算の状況により変更することがあります

※「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」によりPD、RPD、CPDを雇用する受入研究機関には、雇用するPD等の人数に応じて「若手研究者雇用支援金」(研究奨励金見合い分)を日本学術振興会から交付します。
また、PDには雇用主である受入研究機関(雇用機関)から給与が支給されるため、日本学術振興会からの研究奨励金は支給されません。(再掲)



○令和6(2024)年度採用分特別研究員-RPDの募集から採用までの流れ

2023年
2月7日

募集要項公開

各研究機関で申請書を取りまとめる

3月中旬～5月15日

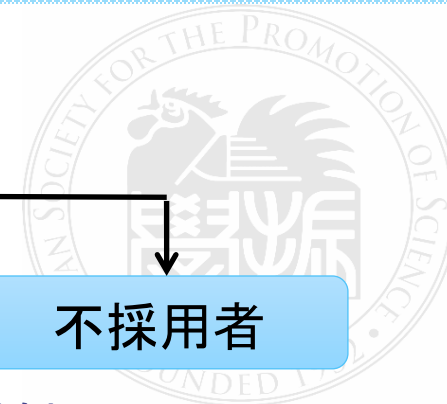
申請受付

各研究機関内の締切を要確認

書類選考

1件の申請について申請者の書面審査区分に応じた複数の審査員による書面審査





8月上旬～中旬頃

選考結果は、電子申請システムにおいて開示

採用内定者

※補欠者

不採用者

※補欠者について、2月中旬頃までに採用内定、不採用を開示予定

採用内定者

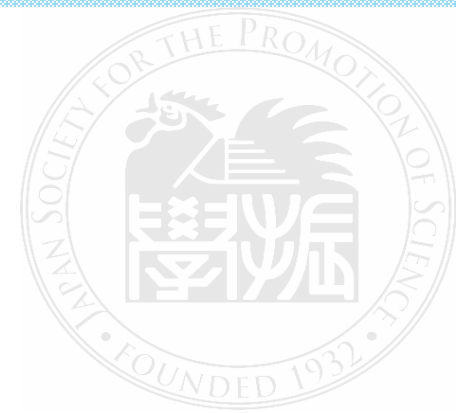
採用決定

(申請資格を確認の上採用)

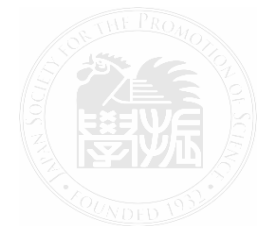
2024年4月

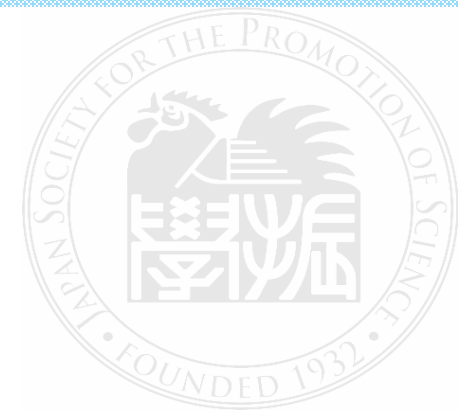
(希望により、2024年7月1日、10月1日、2025年1月1日からの採用も可能)





特別研究員-DC、PD、RPD 共通事項(1)





○申請について

申請(応募)に係る主な変更点

◆ 申請書(申請内容ファイル)の記入方法の変更

特別研究員の申請と科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の応募を統合したことに伴い、申請者が選択した特別研究員奨励費の応募区分に応じて、研究計画を記入するよう、記入方法を変更。

◆ 特別研究員奨励費応募調書の追加

申請内容ファイルの「2.研究計画」の別添として、特別研究員奨励費の応募に当たり「研究経費とその必要性」および「研究費の応募・受入等の状況」を記載する「応募調書」を追加。

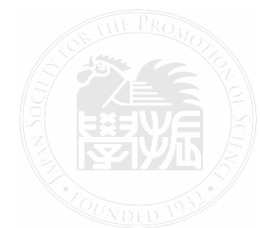




※ 特別研究員奨励費とは

- 特別研究員は、申請書記載の研究計画を行うための研究費として、科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の助成を受けることが可能
- 令和6(2024)年度採用分より、特別研究員の申請時に、必ず特別研究員奨励費に応募するよう応募時期を変更
- 特別研究員-DCを除き、併せて間接経費(※)が措置される予定
※間接経費とは、研究計画の実施に伴う受入研究機関の管理等に必要な経費(直接経費の30%に相当する額)であり、受入研究機関が使用するものです。

注意: 特別研究員奨励費は特別研究員として申請した研究課題名と同一課題名となりません。複数の競争的研究費に応募する場合(科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。)等には、研究課題名についても不合理的な重複に該当しないことが分かるように記入するなど、十分留意してください。不合理的な重複が認められた場合は特別研究員奨励費を交付しないことがあります。





特別研究員奨励費

特別研究員-DC

選択した応募区分に基づき、
申請内容ファイルの研究計画を記入

応募区分	応募総額		
	研究期間3年	研究期間2年	研究期間1年
A区分	240万円以下	160万円以下	80万円以下
B区分 研究計画上、応募総額がA区分を超える必要がある場合	240万円超 450万円以下	160万円超 300万円以下	80万円超 150万円以下

特別研究員奨励費を申請するにあたっては、特別研究員の採用期間内において、**採用開始年度を初年度として**DC1は最大3年以内、DC2は最大2年以内で研究期間を設定し、また自身の研究計画によって必要な区分を選択してください。





特別研究員奨励費

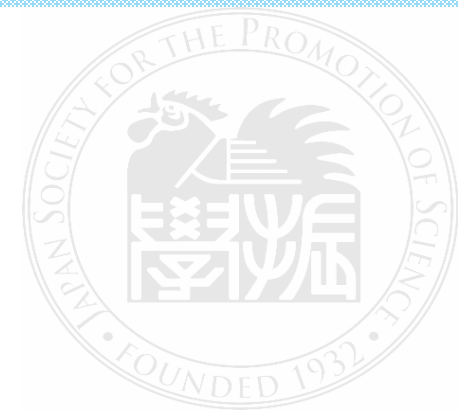
特別研究員-PD・RPD

選択した応募区分に基づき、
申請内容ファイルの研究計画を記入

応募区分	応募総額		
	研究期間3年	研究期間2年	研究期間1年
A区分	300万円以下	200万円以下	100万円以下
B区分 研究計画上、応募総額がA区分を超える必要がある場合	300万円超 450万円以下	200万円超 300万円以下	100万円超 150万円以下

特別研究員奨励費を申請するにあたっては、特別研究員の採用期間内において、**採用開始年度を初年度として**最大3年以内で研究期間を設定し、また自身の研究計画によって必要な区分を選択してください。

※RPDについては特別研究員の採用期間が4年度にわたる場合であっても、特別研究員奨励費の研究期間は最大3年以内となります。



申請書(申請内容ファイル)の構成

2. 【研究計画】

(1) 研究の位置づけ

(2) 研究目的・内容等 ← R6 (2024) 年度採用分の募集における変更点

(3) 受入研究室の選定理由 ※PDのみ

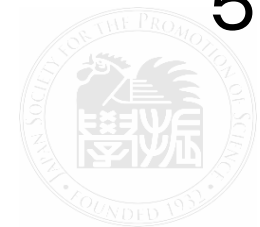
3. 人権の保護及び法令等の遵守への対応

4. 【研究遂行力の自己分析】

(1) 研究に関する自身の強み

(2) 今後研究者として更なる発展のため必要と考えている要素

5. 【目指す研究者像等】



申請書(申請内容ファイル)の各項目(抜粋) 1/4

申請書の各項目の内容は以下のとおりです。それぞれの項目について、枠内に記載の指示に従って記入してください。

※申請書の本項目枠外に記載の斜体で記した内容を熟読の上、記入してください。
作成後、斜体の文字及び図は削除してください。

DC
の例

2. 【研究計画】 ※適宜概念図を用いるなどして、わかりやすく記入してください。なお、本項目は1頁に収めてください。様式の変更・追加は不可。

(1) 研究の位置づけ

特別研究員として取り組む研究の位置づけについて、当該分野の状況や課題等の背景、並びに本研究計画の着想に至った経緯も含めて記入してください。

R6(2024)年度採用分の募集における変更点

【研究計画】(続き) 適宜概念図を用いるなどして、わかりやすく記入してください。なお、各事項の字数制限はありませんが、全体で2頁に収めてください。様式の変更・追加は不可。

(2) 研究目的・内容等

- ① 特別研究員として取り組む研究計画における研究目的、研究方法、研究内容について記入してください。
- ② どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのか、特別研究員奨励費の応募区分(下記(※)参照)に応じて、具体的に記入してください。
- ③ 研究の特色・独創的な点(先行研究等との比較、本研究の完成時に予想されるインパクト、将来の見通し等)にも触れて記入してください。
- ④ 研究計画が所属研究室としての研究活動の一部と位置づけられる場合は申請者が担当する部分を明らかにしてください。
- ⑤ 研究計画の期間中に受入研究機関と異なる研究機関(外国の研究機関等を含む。)において研究に従事することも計画している場合は、具体的に記入してください。

(※) 特別研究員奨励費の研究期間が3年の場合の応募総額は(A区分)が240万円以下、(B区分)が240万円超450万円以下(DC1のみ)。2年の場合は(A区分)が160万円以下、(B区分)が160万円超300万円以下。1年の場合は(A区分)が80万円以下、(B区分)が80万円超150万円以下。(B区分については研究計画上必要な場合のみ記入)

申請書(申請内容ファイル)の各項目(抜粋) 2/4

R6(2024)年度採用分の募集における変更点

2. 研究計画 (2)研究目的・内容等の作成

申請者は自らが選択する特別研究員奨励費の応募区分(A区分又はB区分)に応じて、どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのか、具体的に記入してください。

応募区分に応じた研究計画	「A区分」を希望する者	「B区分」を希望する者
A区分 ・特別研究員としての研究のベースとなる研究計画 (※全申請者必須)	記入必要	記入必要
B区分 ・研究計画上、応募総額がA区分の応募総額を超える必要がある場合のみ、A区分との相違点(追加的に行う研究内容)を簡潔に記入 (※希望者のみ)	記入不要	

申請書(申請内容ファイル)の各項目(抜粋) 3/4

R6(2024)年度採用分の募集における変更点

<応募区分に応じた研究計画のイメージ図>

●DC1で特別研究員奨励費の研究期間が3年の場合

応募総額240万円以下で行う研究計画
(特別研究員としての研究のベースとなる研究計画)
(※全申請者必須)

A
区
分

B
区
分

研究計画上、応募総額240万円を超える必要がある場合のみ、
A区分の研究計画との相違点(追加的に行う研究内容)を簡潔に記入
(※希望者のみ)

●DC2で特別研究員奨励費の研究期間が2年の場合

応募総額160万円以下で行う研究計画
(特別研究員としての研究のベースとなる研究計画)
(※全申請者必須)

A
区
分

B
区
分

研究計画上、応募総額160万円を超える必要がある場合のみ、
A区分の研究計画との相違点(追加的に行う研究内容)を簡潔に記入
(※希望者のみ)

A区分とB区分のどちらを選択したかは、
特別研究員の選考に係る書面審査において、評価の対象には含まれません。

申請書(申請内容ファイル)の各項目(抜粋) 4/4

変更なし

PD
のみ

(3) 受入研究室の選定理由 ※各事項の字数制限はありませんが、全体で1頁に収めてください。様式の変更・追加は不可。

採用後の受入研究室を選定した理由について、次の項目を含めて記入してください。

- ① 受入研究室を知ることとなったきっかけ、及び、採用後の研究実施についての打合せ状況
- ② 申請の研究課題を遂行するうえで、当該受入研究室で研究することのメリット、新たな発展・展開

※ 個人的に行う研究で、指導的研究者を中心とするグループが想定されない分野では、「研究室」を「研究者」と読み替えて記入してください。

3. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 ※本項目は1頁に収めてください。様式の変更・追加は不可。

本欄には、「2. 研究計画」を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等(国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む)に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を記入してください。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、行動調査(個人履歴・映像を含む)、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続きの状況も具体的に記入してください。

なお、該当しない場合には、その旨記入してください。

4. 【研究遂行力の自己分析】 ※各事項の字数制限はありませんが、全体で2頁に収めてください。様式の変更・追加は不可。

本申請書記載の研究計画を含め、当該分野における(1)「研究に関する自身の強み」及び(2)「今後研究者として更なる発展のため必要と考えている要素」のそれぞれについて、これまで携わった研究活動における経験などを踏まえ、具体的に記入してください。

5. 【目指す研究者像等】 ※各事項の字数制限はありませんが、全体で1頁に収めてください。様式の変更・追加は不可。

日本学術振興会特別研究員制度は、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保に資することを目的としています。この目的に鑑み、(1)「目指す研究者像」、(2)「目指す研究者像に向けて特別研究員の採用期間中に行う研究活動の位置づけ」を記入してください。

申請書(申請内容ファイル「人権の保護及び法令等の遵守への対応」)

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など、指針・法令等(国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む)に基づく手続が必要な研究が含まれている場合は、**講じる対策と措置についても併せて確認しています**。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、行動調査(個人履歴・映像を含む)、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

申請書においては、上記のように法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか、また、対象となる研究について研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続の状況なども併せて具体的に記述してください。

なお、該当しない場合には、その旨記入してください。

申請書(特別研究員奨励費)

【研究計画】別添 特別研究員奨励費応募調書

R6(2024)年度採用分の募集における変更点

- 特別研究員奨励費の応募に当たり、「研究経費とその必要性」および「研究費の応募・受入等の状況」を記載するもの。
- 「研究者養成事業電子申請システム」より直接入力いただけます。
※入力の詳細については募集要項や申請書作成要領をご確認ください。
- 例年、応募金額の誤入力が発生しています。応募金額単位は千円単位(例: **10万円ならば100千円**)であることに十分注意してください。

(注意) 経費については研究計画の遂行に必要な研究経費を計上してください。なお、特別研究員奨励費では直接経費から研究以外の業務に係る経費(バイアウト経費)を支出することはできません。

2. 【研究計画】別添 特別研究員奨励費(特別研究員)
研究経費とその必要性 (金額単位: 千円)

応募区分

研究経費 (千円未満の 位数は切り 捨てる)	年度	研究経費 (千円)	使用内訳(千円)				
			設備物品費	消耗品費	人件費	謝金	その他
	令和6年度	0	0	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0	0	0
	令和8年度	0	0	0	0	0	0
	総計	0	0	0	0	0	0

年度	設備物品費の明細				消耗品費の明細	
	品名・仕様	数量	単価	金額	事項	金額

研究費の応募・受入等の状況

(1) 応募中の研究費 特別研究員奨励費(特別研究員)

研究費種別	研究費種名 (研究代表者名)	氏名	所属機関 (所属先機関)	研究内容の概要および他の研究に比べて その研究課題に際する独自性 (当該研究費が研究費に充当される研究費、助産 費等の研究費以外に、研究費以外の収入)

(2) 受入予定の研究費 特別研究員奨励費(特別研究員)

研究費種別	研究費種名 (研究代表者名)	氏名	所属機関 (所属先機関)	研究内容の概要および他の研究に比べて その研究課題に際する独自性 (当該研究費が研究費に充当される研究費、助産 費等の研究費以外に、研究費以外の収入)

○審査について

申請書はこれらを踏まえて作成してください

審査方針

- I 自身の研究課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- II 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- III 特別研究員-PDについては、博士課程での研究の単なる継続ではなく、新たな研究環境に身を置いて、自らの研究者としての能力を一層伸ばす意欲が見られること。
- IV 特別研究員-PDについては、やむを得ない事由がある場合を除き、大学院博士課程在学当時(修士課程として取り扱われる大学院博士課程前期は含まない)の所属大学等研究機関(出身研究機関)を受入研究機関に選定する者、及び大学院博士課程在学当時の学籍上の研究指導者を受入研究者に選定する者は採用しない。
※特別研究員-RPDについては、受入研究機関が出身研究機関であっても審査に影響しない。



書面審査項目 (DC, PD, RPD)

- ① 研究計画の着想およびオリジナリティ
- ② 研究者としての資質
- ③ 総合評価

複数の審査員が個別に審査し、最終的には審査員の総合評価の平均点により順位付けされる。

- ①、②の項目評価は5段階の絶対評価。
- ③の総合評価は①、②の項目評価をもとに総合的に判断(相対評価)。
評点「5」…10% 評点「4」…10% 評点「3」…10%
評点「2」…40% 評点「1」…30%

※RPDは、評点「5」…10%、評点「4」…10%、評点「3」…20%、評点「2」…30%、
評点「1」…30%



* 特別研究員ホームページ
 →「メニュー」
 →「審査」
 →「審査区分表」

書面審査セットについて-①

書面審査の際には、適切な相対評価ができるように、関連する審査区分を組み合わせてグループ化しており、このグループを「書面審査セット」といいます。書面審査セットに配置される審査員については、専門分野のバランス、各審査員の所属機関が異なるようにする等、公平性に配慮しています。

[例: PD・生物系科学の場合]

小区分43010を選択した申請者は、小区分43020、43030、43040、43050、43060 を選択した申請者と合わせた書面審査セットで審査されます。

	審査区分	書面審査セット
生物系科学	71 分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野	生物系科学1
	43010 分子生物学関連	
	43020 構造生物化学関連	
	43030 機能生物化学関連	
	43040 生物物理学関連	
	43050 ゲノム生物学関連	
	43060 システムゲノム科学関連	
	72 細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野	生物系科学2
	44010 細胞生物学関連	
	44020 発生生物学関連	
	44030 植物分子および生理科学関連	
	44040 形態および構造関連	
	44050 動物生理化学、生理学および行動学関連	
	73 個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野	生物系科学3
	45010 遺伝学関連	
	45020 進化生物学関連	
	45030 多様性生物学および分類学関連	
	45040 生態学および環境学関連	
	45050 自然人類学関連	
	45060 応用人類学関連	
74 神経科学およびその関連分野	生物系科学4	
46010 神経科学一般関連		
46020 神経形態学関連		
	46030 神経機能学関連	

各区分に含まれる内容の例は、審査区分表を参照してください。
https://www.jspss.go.jp/file/storages/general/j-pd/data/pd_sinsa-set/kubun.pdf

* 特別研究員ホームページ
 →「メニュー」
 →「審査」
 →「審査区分表」

書面審査セットについて-②

小区分の中には複数の書面審査区分や書面合議審査区分に表れているものがあります。複数の書面審査区分、書面合議審査区分に対応している小区分は下表の通りです。

書面審査区分、書面合議審査区分を選択するにあたっては、申請者は審査区分表を参照しつつ、自らの申請研究課題に最も相応しいと思われるものを選択してください。

【複数の書面審査区分、書面合議審査区分に表れる小区分】

小区分	小区分の説明	対応する書面審査区分	対応する書面合議審査区分
02090	日本語教育関連	12, 25	人文学, 社会科学
02100	外国語教育関連	12, 25	人文学, 社会科学
80010	地域研究関連	14, 22	人文学, 社会科学
80020	観光学関連	14, 23, 24	人文学, 社会科学
80030	ジェンダー関連	14, 22, 24	人文学, 社会科学
80040	量子ビーム科学関連	34, 35	数物系科学
90010	デザイン学関連	11, 53, 62	人文学, 工学系科学, 情報学
90020	図書館情報学および 人文社会情報学関連	12, 61	人文学, 情報学
90030	認知科学関連	26, 62	社会科学, 情報学
90110	生体医工学関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90120	生体材料学関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90130	医用システム関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90140	医療技術評価学関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90150	医療福祉工学関連	90	工学系科学, 医歯薬学

【複数の書面合議審査区分に表れる書面審査区分】

書面審査区分	書面審査区分の説明	対応する書面合議審査区分
90	人間医工学およびその関連分野	工学系科学, 医歯薬学

○研究倫理教育の受講等について



特別研究員採用手続書類提出前までに、以下のいずれかの研究倫理教育の受講等が必要となります。

- ・『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』
日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会
- ・研究倫理eラーニングコース
e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE]
- ・APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育

※受入研究機関以外で実施されたものでも構いません。

また、以下を行う必要があります。

- ・日本学術会議の声明「科学者の行動規範-改訂版-」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること

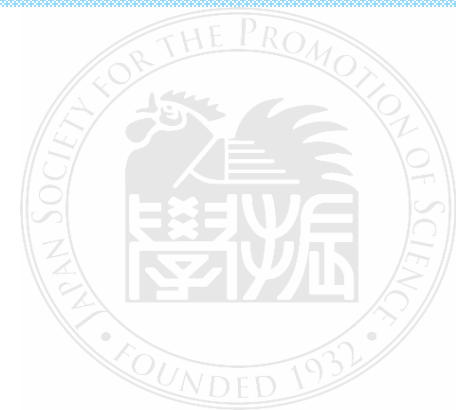


○受入環境の整備について



- 特別研究員の受入環境整備のため、受入研究機関に対し以下の対応を求めます。
- 機関内規則等に基づき、必要な権限や形式的な身分を付与することにより、特別研究員の受入環境を整備すること。
- 特別研究員-PD・RPDから、特別研究員奨励費以外の他の科研費研究種目への応募の希望があった場合、又は特別研究員-PD・RPD・DCが他の研究費の研究種目に研究分担者として参画することを希望した場合は、「科研費の応募資格」を付与すること。
- 機関内規則等に基づき、安全衛生管理について、必要な指導を行うこと。また、機関内で健康診断を実施する場合に受診を認めるなどの配慮をすること。

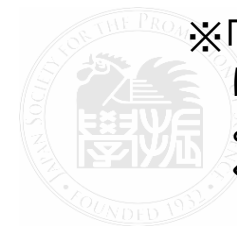




特別研究員-DC、PD、RPD 共通事項(2)

(採用中の特別研究員の遵守事項 DC、PD、RPD)

※「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により受入研究機関に雇用される特別研究員-PD,RPDについては、「日本学術振興会特別研究員(研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業)遵守事項および諸手続の手引」の適用対象となり、以下に記載している遵守事項と一部取扱いが異なりますので、ご注意ください。





特別研究員の義務等-①

■ 研究専念義務

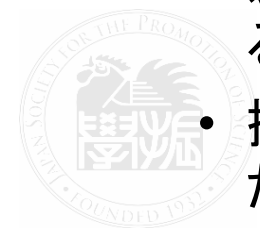
- 特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければならない。このことは「特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではないが、「特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理すること。
- 本義務は、出産・育児による採用中断及び傷病による採用中断の扱いを受ける場合を除く。

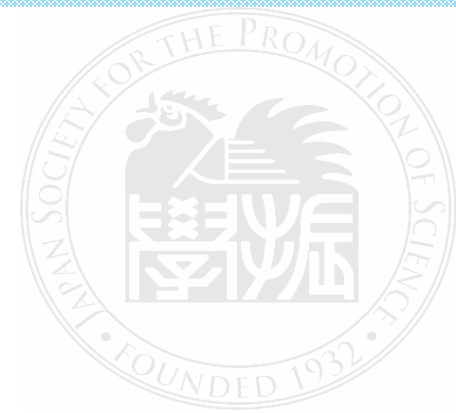
■ 報告書の提出義務

- 特別研究員は、各報告書を提出締切までに提出しなければならない。

■ その他

- 特別研究員は、原則として特別研究員以外の身分を持つことができず、常勤職及びそれに準ずる職に就いた場合、特別研究員の資格を喪失し採用を終了することがある。
- 採用期間中は、労働等により報酬を受給することができるが、一定の要件を満たす必要がある。



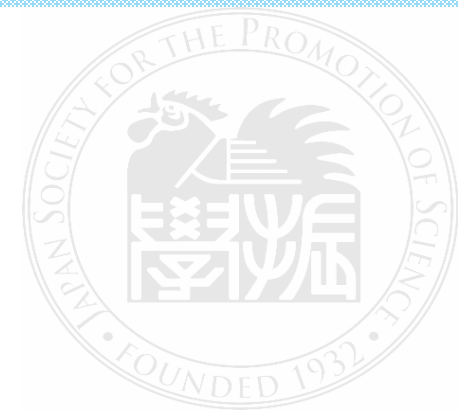


特別研究員の義務等-②

遵守事項

- (1) 特別研究員以外の身分を持たないこと
- (2) 特別研究員の義務を遂行すること
- (3) 採用後の諸手続きを行うこと
- (4) 研究上の不正行為を行わないこと
- (5) 研究費の不正使用を行わないこと
- (6) その他、法令等及び公序良俗に反する行為を行わないこと





出産・育児による 採用の中断及び延長の取扱い

• 採用中断

- 出産（妊娠4か月以上の死産及び配偶者等の出産を含む。）及び**2歳**未満の子の養育のため
 - 原則1人の子につき1回
 - 通算**26**ヶ月まで
 - **中断した採用期間分を採用延長**
- 研究奨励金の支給なし

• 研究再開準備支援

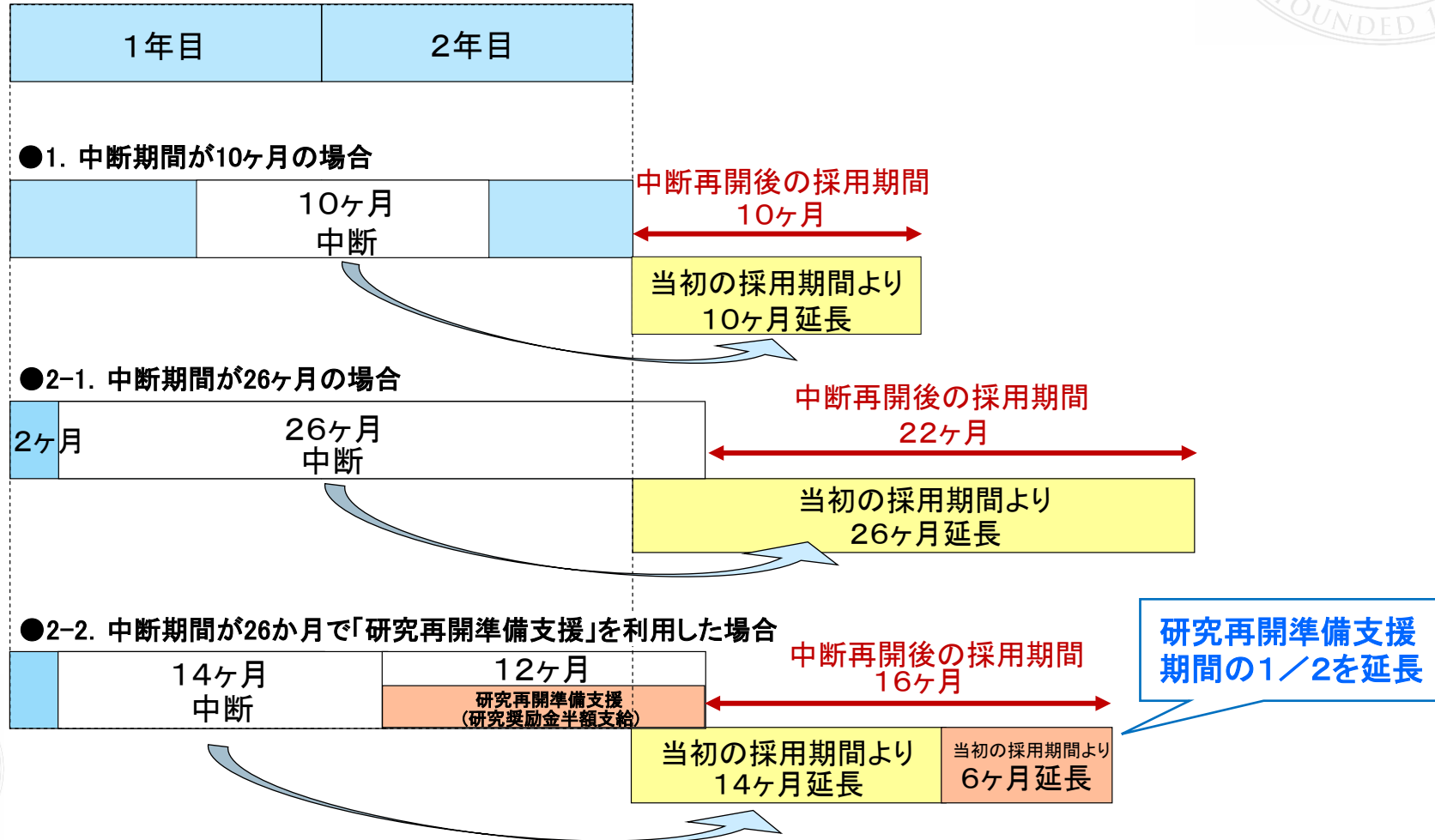
- 採用中断の期間中に、研究の本格的再開に向け、短時間の研究を継続
- 研究奨励金月額半額を支給
- 「研究再開準備支援」の**半分の期間**を採用延長

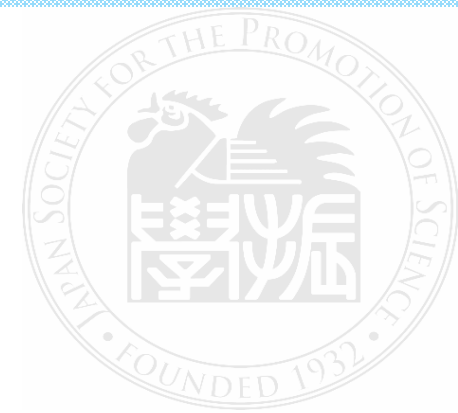


出産・育児による「中断」及び「研究再開準備支援」の取得例



○ 採用期間(2年間の例)

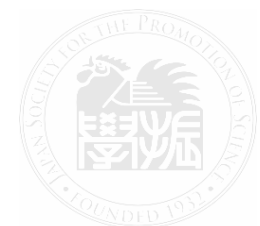


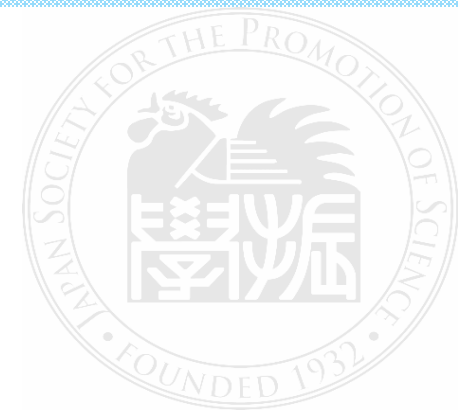


傷病による 採用の中断及び延長の取扱い

■採用中断

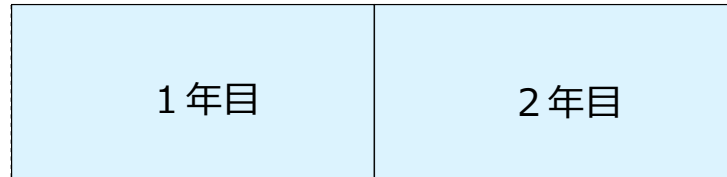
- 傷病により研究に専念することが困難な場合
- 傷病が理由で休学をする特別研究員(DC)
- 1ヶ月以上研究に専念できないと診断された特別研究員(全資格)
- 通算12ヶ月まで(中断回数に上限なし)
- 中断した採用期間分を採用延長
-研究奨励金の支給なし



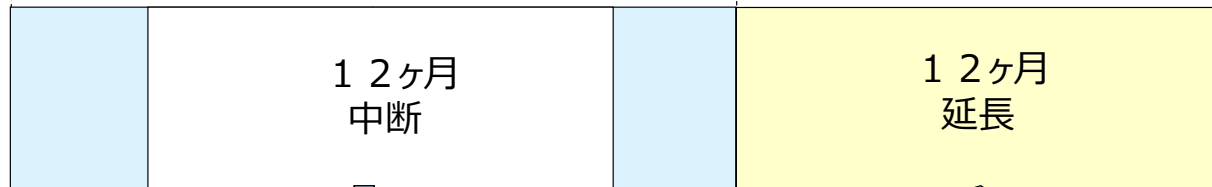


傷病による採用の中断の取得例

○ 採用期間（2年間の例）

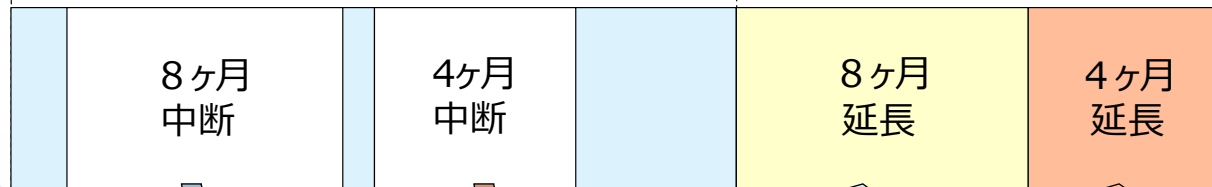


1. 中断期間は、最長12ヶ月まで取得可能



中断した採用期間分を延長

2. 中断回数が2回の例



中断した採用期間分を延長

中断した採用期間分を延長



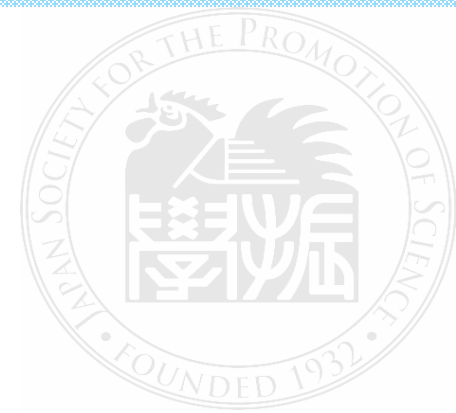
研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の 資金援助について①

研究専念義務の範囲内で受給可能

【受給可能な資金援助】

※②、③2)・5)の場合、本会へ様式の提出が必要。

- ①受入研究機関の寄付金、同窓会組織等による生活費に相当する資金援助(国費を原資としないもの)
- ②自治体、民間企業等が実施する公募による奨学金、助成金(研究を目的とする資金含む)
- ③受入研究機関や連携先機関等が1)～5)に用途を限定した資金援助(実費相当分)
 - 1)授業料の援助に係る助成金の受給(DC1、DC2のみ)
 - ・所属大学(大学の基金も含む。)による授業料援助を目的とする助成金
 - 2)研究費の受給(全資格)
 - 3)旅費の受給(全資格)
 - ・研究課題の遂行に資する場合に限り可能。依頼元機関の旅費規程等に基づき支給される旅費等
 - 4)受入環境整備に係る資金の受給(全資格)
 - ・研究課題の遂行に資する場合に限り可能。学会への登録料や参加費、論文翻訳料、校閲料等
 - 5)海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金の受給【全資格】
 - ・特別研究員の研究課題の遂行に支障が生じない場合に限り可能。
 - ・日本学生支援機構や受入研究機関等の海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金



研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助について②

■奨学金等の受給について

自治体、民間企業等が実施する公募による奨学金、助成金を受給する場合は、受給前に受入研究者へ「奨学金等受給報告書〈様式5-4〉」の内容を報告し、**受給の承認を得る**ことが必要になります。

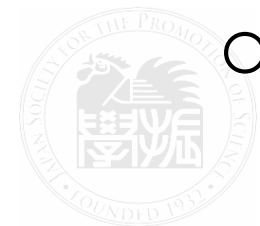
■注意

○提出時期

- ・採用期間中：毎年4月1日～20日
- ・採用終了、中途辞退：採用終了日、中途辞退日からそれぞれ20日以内

○提出方法

学振マイページで報告書を提出



研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の 資金援助について③



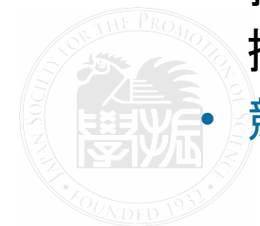
■特別研究員奨励費以外の研究費の受給について

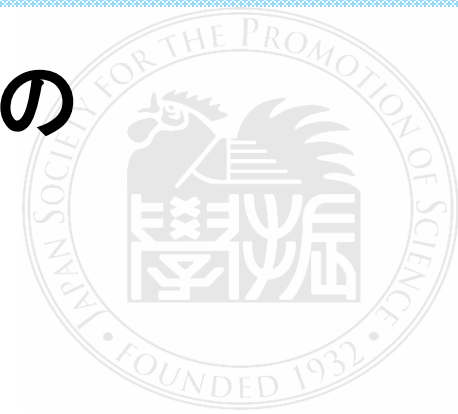
次の事項を全て満たす場合に限り、特別研究員奨励費以外の研究費を受給(助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。)することが可能です。

- 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- 受入研究機関が、特別研究員に代わり研究費を管理すること

■注意

- 受給前に受入研究者へ「研究費受給報告書<様式5-6>」の内容を報告し、受給の承認の承認を得ること。
- 当該年度に予算配分された研究費について、当該報告書を学振マイページで提出すること。
- 提出時期:採用期間中:翌年度4月1日～20日
採用終了、中途辞退:採用終了日、中途辞退日からそれぞれ20日以内
- **競争的研究費の不合理な重複には注意すること。** <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>



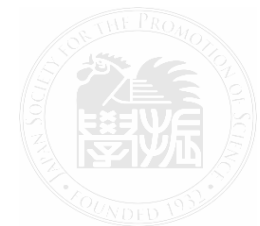


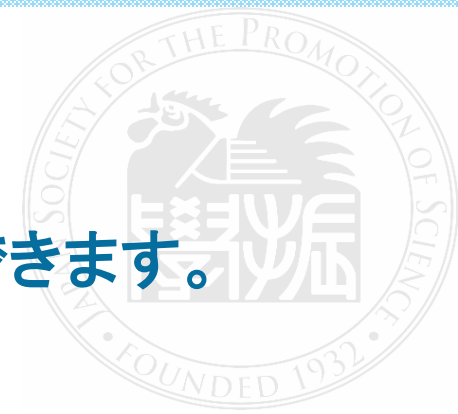
研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の 資金援助について④

＜特に注意いただきたい点＞

以下の資金を受給することは**不可**。

- 国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費に相当する資金
- 日本学生支援機構の奨学金（海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金を除く）
- 国費外国人留学生制度（文部科学省）による奨学金
- 母国の奨学金（留学生）



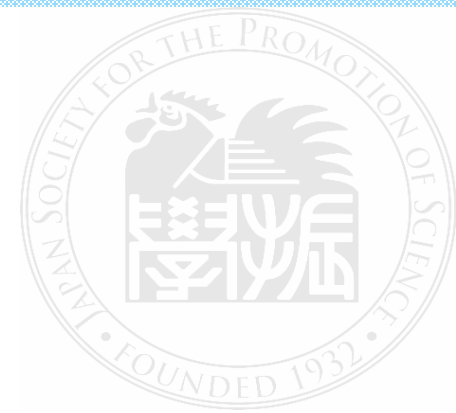


報酬の受給について-①

特別研究員は、労働等によって報酬を受給することができます。
ただし、以下①～③を全て満たす必要があります。

- ①特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ②常勤職及びそれに準ずる職※1ではないこと
- ③従事する前に受入研究者に「報酬受給報告書〈様式5-3〉※2」の内容を報告し、受入研究者が①～②に該当すると認めていること。

- ※1: 国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を想定しています。
例えば、雇用期間が1か月以上であり、週当たりの労働時間が20時間以上になる場合(80時間以上/月)は、研究専念義務を全うできないと判断できることから、常勤職に準ずる職と取り扱います。
- ※2: 報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。
- ※3: 令和3年度から「報酬受給報告書〈様式5-3〉」を学振マイページ上で本会へ提出。
- ※4: 報酬受給の可否は、雇用の有無で判断されるものではありません。(講演料、原稿料、謝金、委員手当や業務委託も報酬に該当します。)
- ※5: 研究奨励金以外に報酬を得ている場合は、個別に所得税の確定申告(毎年2月中旬～3月中旬)を行う必要があります。
- ※6: 報酬受給先から年末調整関係書類(扶養控除等申告書等)の提出を求められた場合、本会に提出する必要があることをご説明ください。(本会において、年末調整を行いますので報酬受給先には提出しないでください。)



報酬の受給について②

＜特に注意いただきたい点＞

1. 報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等は**できません**。
2. 募集要項に記載のとおり、特別研究員が常勤職及びそれに準ずる職に就いた場合には、報酬受給の要件を満たさないだけでなく、**特別研究員の資格を喪失し採用を終了**することがあります。

※「常勤職及びそれに準ずる職」の範囲について

『遵守事項および諸手続の手引(令和5年度版)』

P.30「Ⅲ-15. 報酬の受給について」に示した範囲が一定の基準になります。

採用期間中の海外渡航

- 採用期間中に海外の研究機関等において研究活動(フィールドワーク、資料・文献収集、学会発表等を含む)を積極的に行うことを奨励
- 通算渡航期間の上限
 - 採用期間(特別研究員-DCが資格変更を行った場合は、資格変更前後の通算期間)の2/3(DCの研究指導の委託、国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等による渡航期間は、通算渡航期間から除外)
- 注意
 - 海外渡航期間が28日以上に及ぶ場合、渡航開始日1ヶ月前までに学振マイページ上で事前連絡の上、帰国後1ヶ月以内に「海外渡航届<様式3-1>」を学振マイページで提出すること。
 - DCは受入研究者が作成する「海外渡航報告書<様式3-2>」も併せて提出すること。
 - ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリーを除いて学生として海外の大学院に在籍する留学や語学研修を目的とした渡航はできません。



インターンシップ参加の取扱い

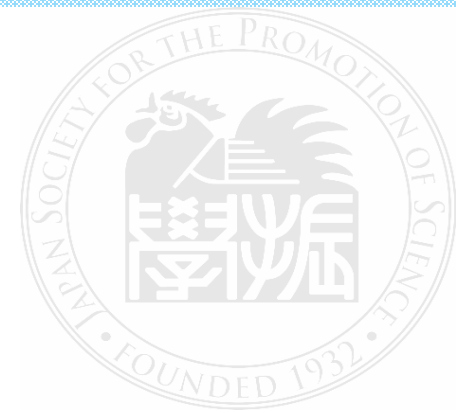
以下の①～③の全てに該当すると認められる場合に限り可能。

- ① **特別研究員の研究課題の遂行に資する研究トレーニング**となるものであり、かつ**研究課題の遂行に支障のない**場合
- ② 研究者養成の観点から、当該インターンシップへの参加が適切であるものとして、受入研究者が参加を**承諾**した場合
- ③ 参加期間：原則として採用期間中の通算6ヶ月以内

(注意)

- 研究専念義務は免除されません。
- 報酬を得る場合、翌年度の4月1日～20日までに「報酬受給報告書<様式5-3>」を学振マイページで提出。
- 機関長等の参加許可書類の提出は不要。

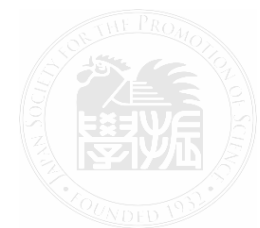


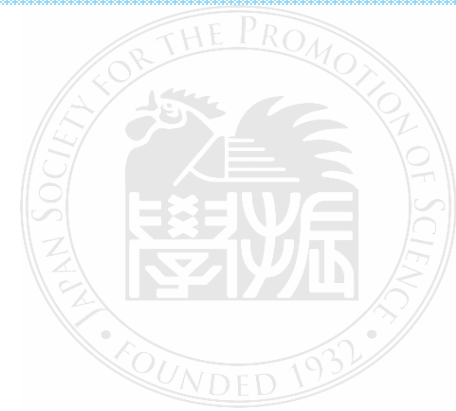


採用期間中の諸手続について

- 採用中断
- 海外渡航
- 研究費の受給
- 報酬の受給
- 受入研究機関変更
- 受入研究者等変更
- 資格変更
- 辞退 等

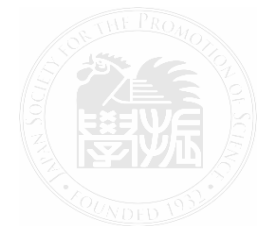
採用中の問い合わせ先:
研究者養成課 第三係
特別研究員事業担当
E-mail yousei3@jsps.go.jp
電話 03-3263-4998





特別研究員-CPD (国際競争力強化研究員)

※対象：特別研究員-PDの新規採用者



特別研究員-CPD(国際競争力強化研究員)について-①

令和元年度創設

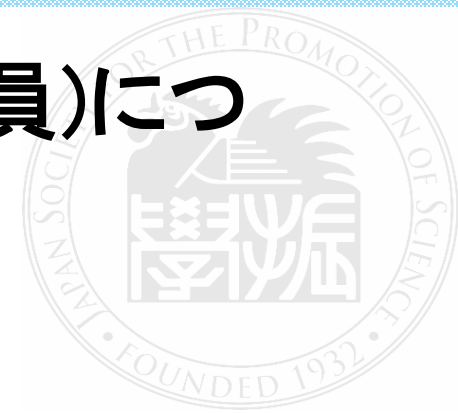
海外の大学等研究機関で長期間研究に専念すること、海外の研究者とのネットワークを構築することを希望する者を支援。

【令和5年度採用分募集要項の概要】

- 対象: 特別研究員-PDの新規採用者
- 採用予定数: 10名程度
- 採用期間: 2023年10月1日～2028年3月31日※
※上記期間中、3年間以上の海外渡航(以下「主要渡航」という。)期間を含む。主要渡航開始日は、2023年10月1日～2024年9月30日。
- 支給経費: 研究奨励金 446,000円/月
往復航空券代(主要渡航開始及び終了に伴う費用。日本国内の移動の費用は含まない)

※採用予定数及び研究奨励金は、予算の状況により変更することがあります。

※「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」によりPD、RPD、CPDを雇用する受入研究機関には、雇用するPD等の人数に応じて「若手研究者雇用支援金」(研究奨励金見合い分)を日本学術振興会から交付します。また、PDには雇用主である受入研究機関(雇用機関)から給与が支給されるため、日本学術振興会からの研究奨励金は支給されません。(再掲)

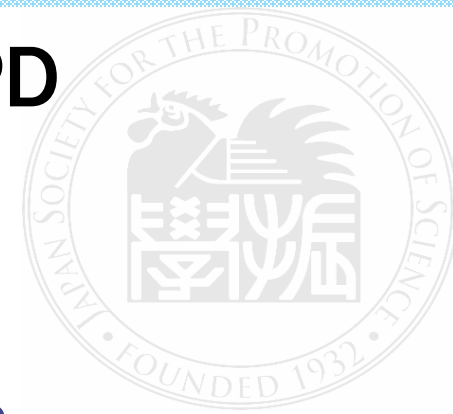


特別研究員-CPD(国際競争力強化研究員)について-②

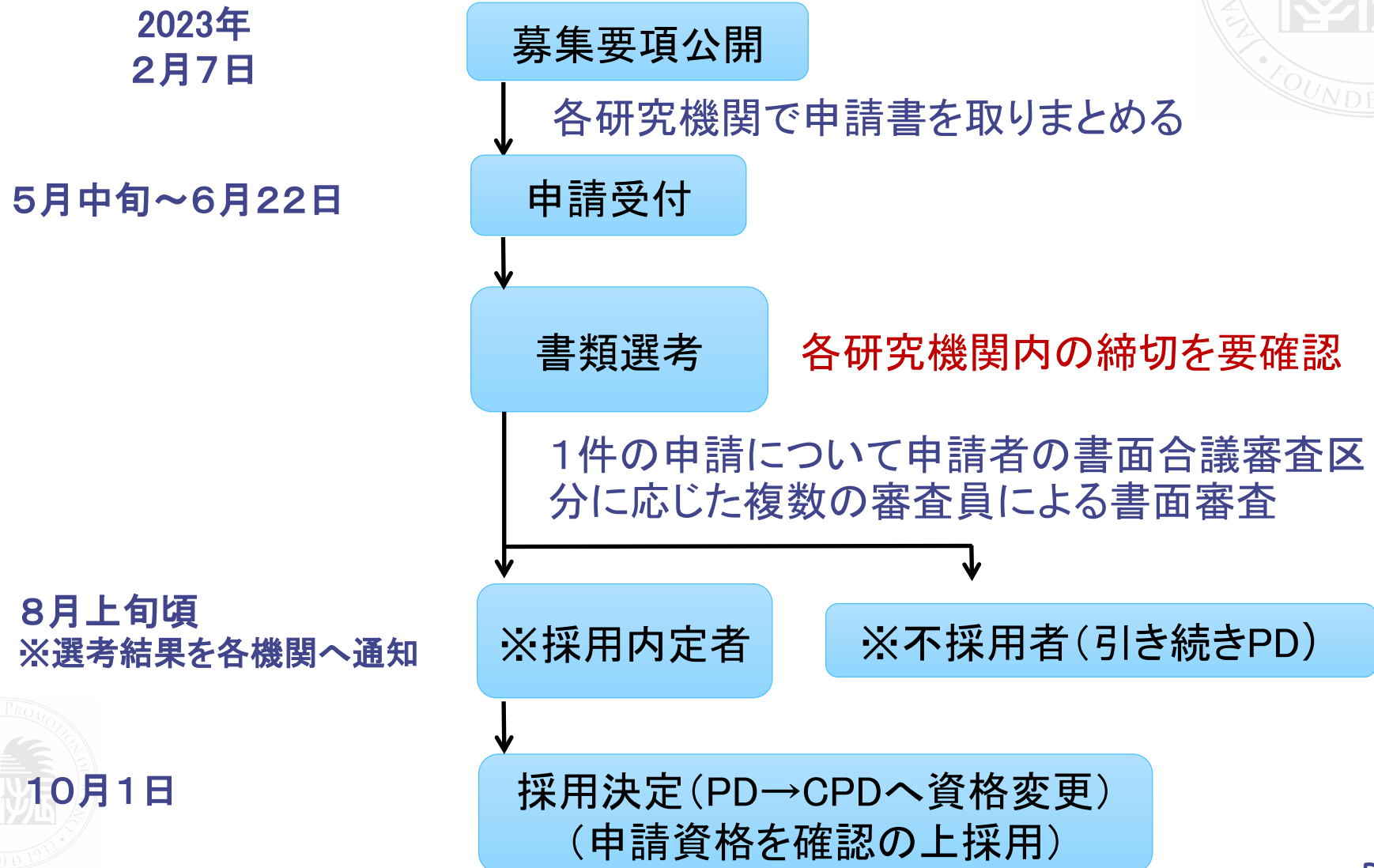
【特別研究員-CPD特有の主な義務】

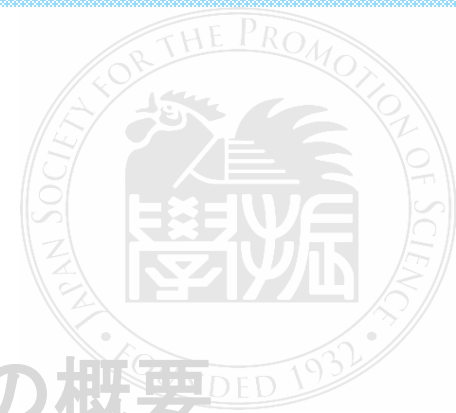
- 採用開始後1年以内に主要渡航を開始すること。
- 継続した3年間以上、国外の受入研究機関で研究すること。
- 採用期間終了の6ヶ月前までに主要渡航を終えて日本に帰国すること。(国内フィードバック期間)
- 採用期間中に海外での経験を国内の研究機関にフィードバックし、その報告書(国内フィードバックレポート)を採用期間終了後速やかに本会に提出すること。





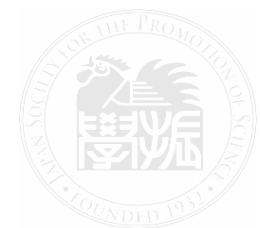
令和5(2023)年度採用分特別研究員-CPD 募集から採用までの流れ





【目次】

- (1) 日本学術振興会の研究者養成事業の概要
- (2) 特別研究員の制度及び選考方法等
- (3) 海外特別研究員の制度及び選考方法等**
- (4) 若手研究者海外挑戦プログラムの制度及び
選考方法等
- (5) 電子申請手続及び申請書類の提出
- (6) お問い合わせ先





事業の概要

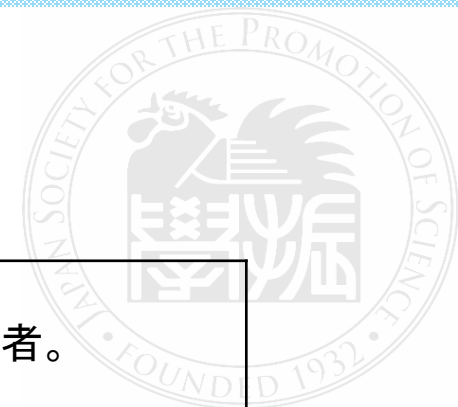
海外特別研究員事業は、我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者が海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する制度です。

海外特別研究員-RRA(Restart Research Abroad)事業は、我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、優れた若手研究者が結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断の後に、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する制度です。

いずれの事業も、我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者、又は当該研究者を志望する者を対象とします。

また、対象分野は、人文学、社会科学及び自然科学の全分野とします。





申請資格

海外特別研究員

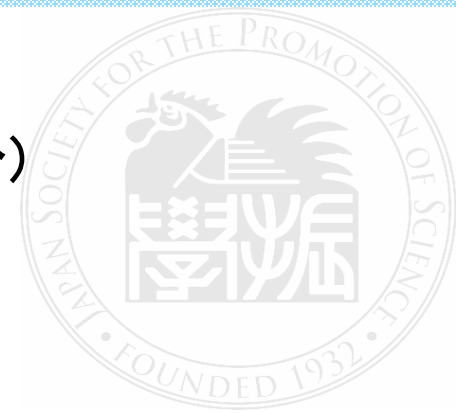
- ・我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者（常勤・非常勤の別や任期の有無を問わない。）、又は、当該研究者を志望する者。
- ・採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満の者。
- ・採用年度の4月1日現在、大学等研究機関の任期の定めのない常勤研究職の職歴が過去通算して5年未満の者。
- ・日本国籍を持つ者、又は永住を許可されている外国人

海外特別研究員-RRA

（下線部は海外特別研究員との違い）

- ・我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者（常勤・非常勤の別や任期の有無を問わない。）、又は、当該研究者を志望する者。
- ・以下のいずれかによる研究中断等の期間が通算90日以上ある者
（年齢及び性別は問わない。）（※）
 - (1) 申請者本人又は配偶者の出産又は育児
 - (2) 家族の看護
 - (3) 家族の介護
 - (4) 結婚に伴う転居による辞職（辞職時の職が常勤職に限る。）
- ・採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得後10年未満の者。
- ・採用年度の4月1日現在、大学等研究機関の任期の定めのない常勤研究職の職歴が過去通算して5年未満の者。
- ・日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人

※研究中断等の理由となった事実及び期間等を証明する公的な証明書の提出が必要



採用数・採用期間・支援内容(令和6年度採用分)

■新規採用予定数

- 海外特別研究員 130名程度
 - 海外特別研究員-RRA 5名程度
- ※予算の状況により変更されます。

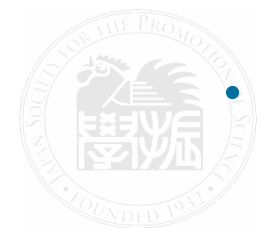
■採用期間

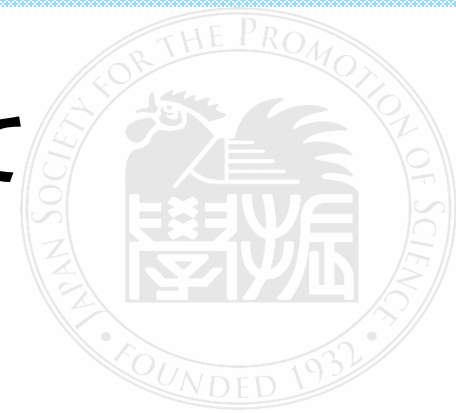
2年間(共通)

■支援内容

※下線部分は海外特別研究員-RRAのみ適用

- 滞在費・研究活動費:派遣都市・国により年額約450～750万円)(共通)
- 往復航空賃(海外特別研究員-RRAが子を同伴する場合は、帯同する子にかかる往復航空賃も含む)
- 子供手当(海外特別研究員-RRAが帯同する子一人につき滞在費・研究活動費の10%相当)



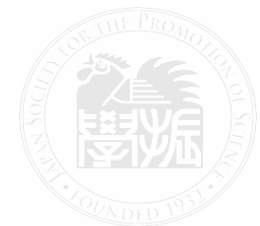


今回の募集における主な変更点について

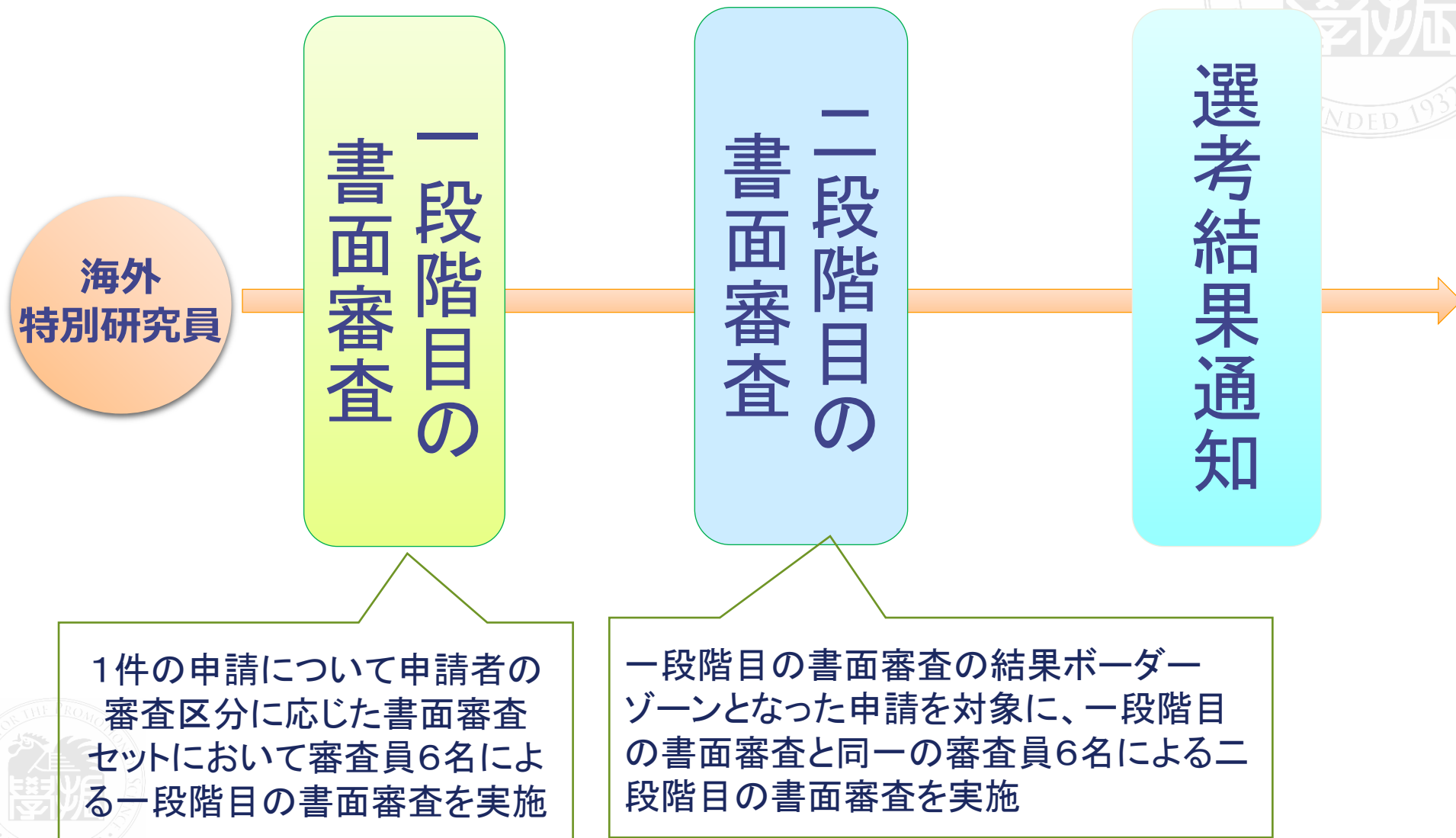
【募集要項】

(海外特別研究員、海外特別研究員－RRA)

・滞在費・研究活動費の単価に指定都市の導入を行う予算措置が認められたため、年額の上限を甲地方の額（約620万円）から、指定都市相当区分の額（約750万円）に変更しました。



選考について



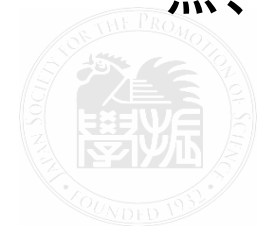


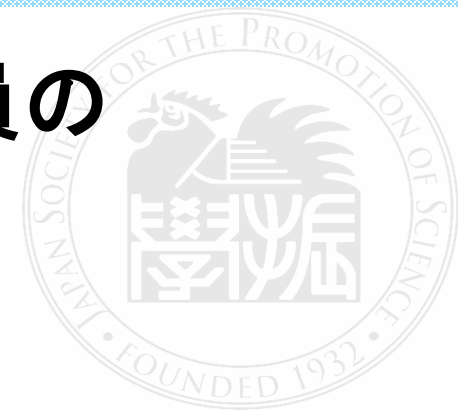
審査方針

申請書はこれらを踏まえて作成してください

- 海外での研究経験を通じて、学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- 申請者が海外の研究機関で研究活動を行うことにより、※研究環境を変えて、新たな研究課題に挑戦することを目指す研究計画や、派遣前に行っている研究を大きく発展させることが期待できる研究計画を有するものについて優先させること。
- 研究計画が具体的であり、申請者と海外における受入研究者との事前交渉等が十分になされていること。海外で研究活動を行うにあたり、相応の語学能力(英語であれば、TOEFL(Internet-based)79点、TOEIC730点、英検準1級のいずれか程度)を有することが望ましい。

※海外特別研究員－R R Aに限り、下線部箇所なし。





令和6(2024)年度採用分海外特別研究員の募集から採用までの流れ

2023年2月7日

募集要項公表

↓ 各研究機関で申請書を取りまとめる

3月中旬～5月15日

申請受付

各研究機関内の締切を要確認

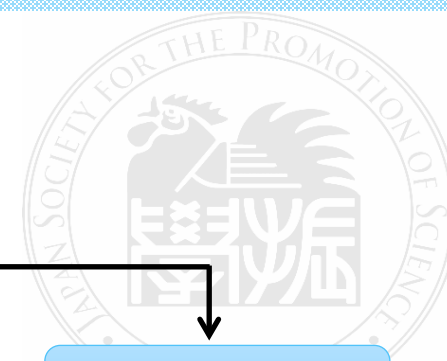
一段階目の書面審査

↓ 1件の申請について申請者の審査区分に応じた書面審査セットにおいて、審査員6名による一段階目の書面審査を実施

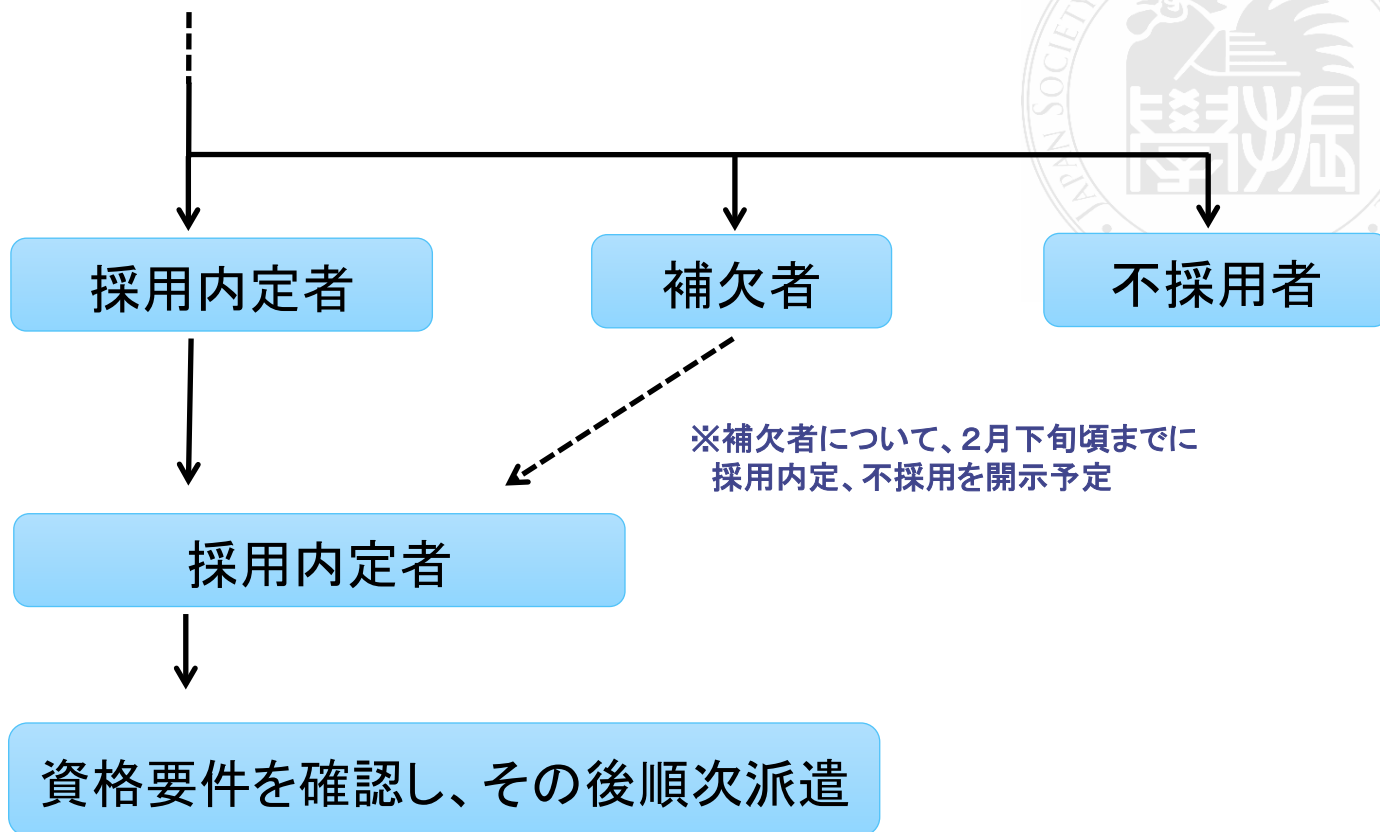
二段階目の書面審査

↓ 一段階目の書面審査の結果ボーダーゾーンとなった申請を対象に一段階目の書面審査と同一の審査員6名による二段階目の書面審査を実施





10月上旬頃までに
選考結果を電子申請
システムにおいて開
示



2024年4月1日





令和6(2024)年度採用分海外特別研究員-RRAの募集から採用までの流れ

2023年2月7日

募集要項公開

各研究機関で申請書を取りまとめる

3月中旬～5月15日

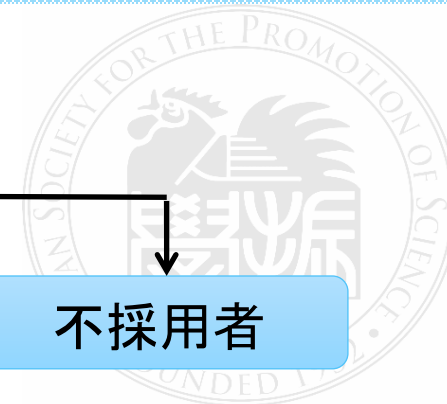
申請受付

各研究機関内の締切を要確認

書類選考

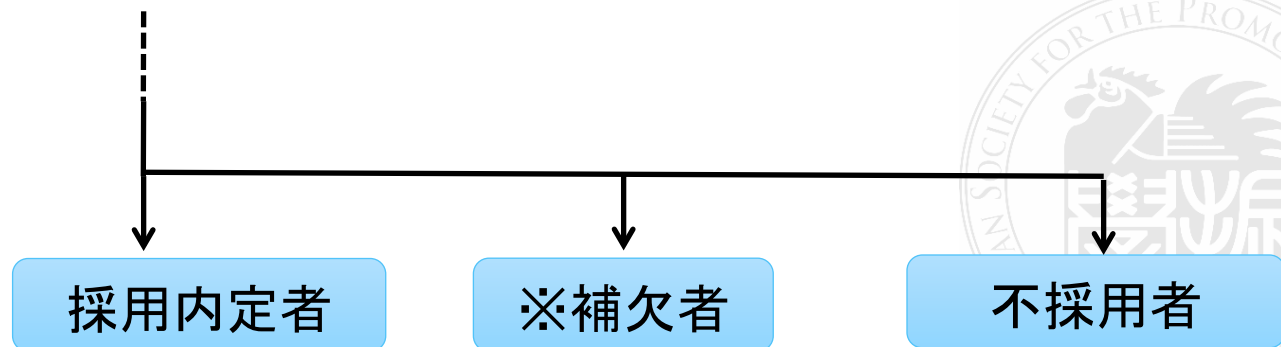
1件の申請について申請者の書面審査区分に応じた専門委員6人による書面審査





9月下旬頃まで

選考結果は、電子申請システムにおいて開示



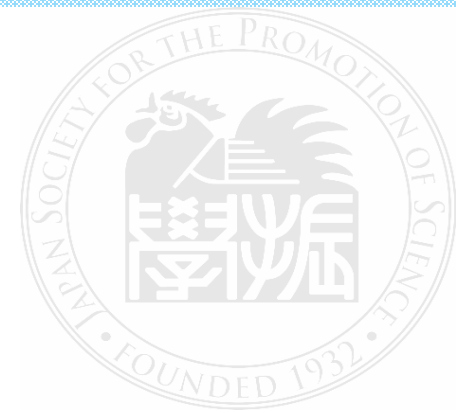
※補欠者について、2月下旬頃までに採用内定、不採用を開示予定



2024年4月1日

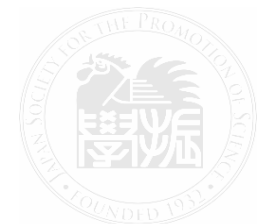
資格要件を確認し、その後順次派遣





申請書(申請内容ファイル)の構成

2. 【派遣先における研究計画】
 - (1) 研究の位置づけ
 - (2) 研究目的・内容等
3. 【外国で研究することの意義】
4. 【人権の保護及び法令等の遵守への対応】
5. 【研究遂行力の自己分析】





申請書(申請内容ファイル)の各項目

申請書の各項目の内容は以下のとおりです。それぞれの項目について、枠内に記載の指示に従って記入してください。

2. 【派遣先における研究計画】 ※適宜概念図を用いるなどして、わかりやすく記入してください。なお、本項目は1ページに収めてください。様式の変更・追加は不可。⚡

(1) 研究の位置づけ

海外特別研究員として取り組む自身の研究の位置づけについて、当該分野の状況や課題等の背景、並びに本研究計画の着想に至った経緯も含めて記入してください。⚡

2. 【派遣先における研究計画】(続き) ※適宜概念図を用いるなどして、わかりやすく記入してください。なお、各事項の字数制限はありませんが、全体で2ページに収めてください。様式の変更・追加は不可。⚡

(2) 研究目的・内容等

- ① 海外特別研究員として取り組む研究計画における研究目的、研究方法、研究内容について記述してください。⚡
- ② どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのかを具体的に記入してください。⚡
- ③ 研究の特色・独創的な点(先行研究等との比較、本研究の完成時に予想されるインパクト、将来の見通し等)にも触れて記入してください。⚡
- ④ 共同研究の場合には、申請者が担当する部分を明らかにしてください。⚡

3. 【外国で研究することの意義(派遣先機関・受入研究者の選定理由)】 ⚡

※各事項の字数制限はありませんが、全体で1ページに収めてください。様式の変更・追加は不可。⚡

- ① 申請者のこれまでの研究と派遣先機関(受入研究者)の研究との関連性について記述してください。⚡
- ② 国内外の他研究機関(研究者)と派遣先機関(受入研究者)とを比較し、派遣先で研究する必要性や意義について明らかにしてください。(フィールドワーク・調査研究を行う場合、派遣先地域で研究する必要性や意義を中心に述べても構いません)⚡

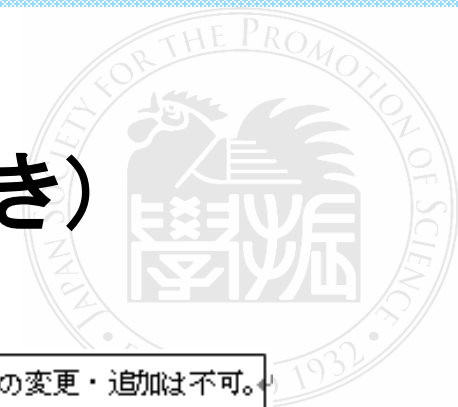
4. 【人権の保護及び法令等の遵守への対応】 ※本項目は1ページに収めてください。様式の変更・追加は不可。⚡

本欄には、「2. 研究計画」を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等(国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む)に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を記入してください。⚡

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、行動調査(個人履歴・映像を含む)、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続の状況も具体的に記入してください。⚡

また、既に海外において研究を開始している者で、当該国の法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合は、その対策と措置をどのように講じているのかを記述してください。該当しない場合には、「該当しない」と記載してください。⚡

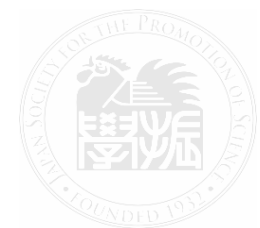


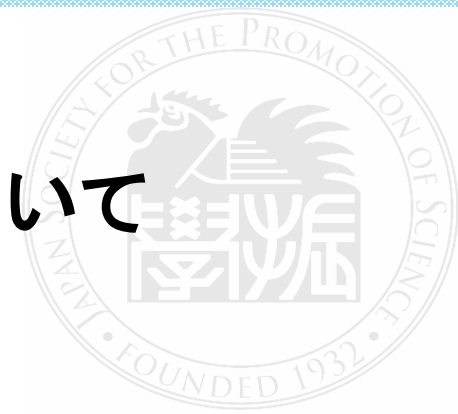


申請書（申請内容ファイル）の各項目（続き）

5. 【研究遂行力の自己分析】 ※各事項の字数制限はありませんが、全体で2ページに収めてください。様式の変更・追加は不可。
本申請書記載の研究計画を含め、当該分野における(1)「研究に関する自身の強み」及び(2)「今後研究者として更なる発展のため必要と考えている要素」のそれぞれについて、これまで携わった研究活動における経験などを踏まえ、具体的に記入してください。

※申請書の本項目枠外に記載の斜体で記した内容を熟読の上、記入してください。なお、作成後、斜体の文字は削除してください。



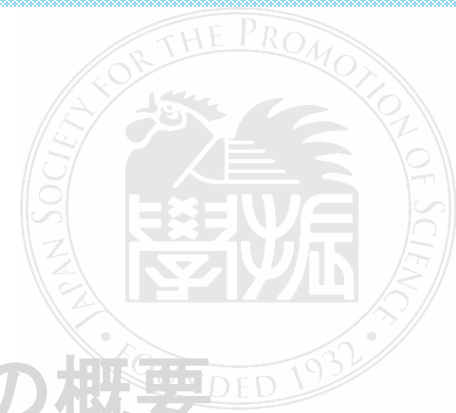


書面審査セットについて 人権の保護及び法令等の遵守への対応について 研究倫理教育の受講等について

海外特別研究員事業においても、特別研究員事業と同様の取扱いをすることとしています。

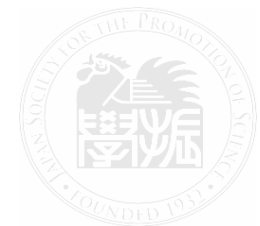
詳細は、特別研究員事業の説明資料をご参照ください。

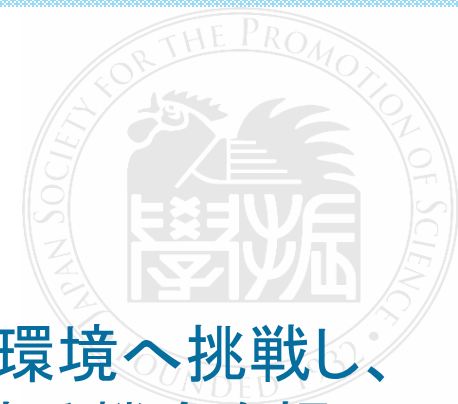




【目次】

- (1) 日本学術振興会の研究者養成事業の概要
- (2) 特別研究員の制度及び選考方法等
- (3) 海外特別研究員の制度及び選考方法等
- (4) 若手研究者海外挑戦プログラムの制度及び
選考方法等**
- (5) 電子申請手続及び申請書類の提出
- (6) お問い合わせ先





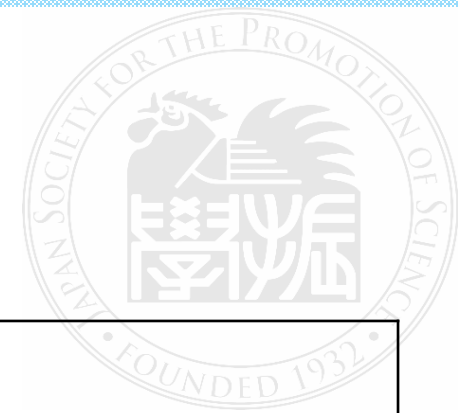
事業の概要

若手研究者海外挑戦プログラムは、海外という新たな環境へ挑戦し、3か月～1年程度海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供することを通じて、将来国際的な活躍が期待できる豊かな経験を持ち合わせた優秀な博士後期課程学生等の育成に寄与することを目的としています。

我が国の大学院博士後期課程に在籍する者で、連続して3か月以上、研究のために海外に滞在した経験がない者を対象とします。

また、対象分野は、人文学、社会科学及び自然科学の全分野とします。





申請資格

次の要件を全て満たしている者であること。

- ① 採用年度の4月1日現在、我が国の大学院博士後期課程(※)に在籍する者
- ② 申請時かつ採用時において日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人
- ③ 連続して3か月以上、研究のために海外に滞在した経験がない者(申請時において既に研究のために海外に滞在中で、連続して3か月以上海外に滞在する予定の者も申請できません。)

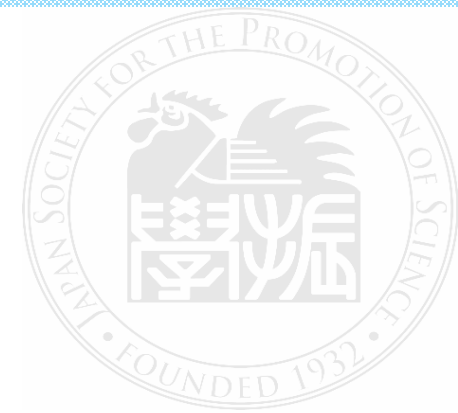
※大学院博士後期課程とは、大学院設置基準に基づき設置される次の課程等を指します。

ア 区分制の博士課程後期第1年次相当以上

イ 一貫制の博士課程第3年次相当以上

ウ 医学、歯学、薬学又は獣医学計の4年制の博士課程第1年次相当以上

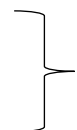




採用数・採用期間・支援内容

• 新規採用予定数

- 第1回募集
- 第2回募集



2回合わせて約140名

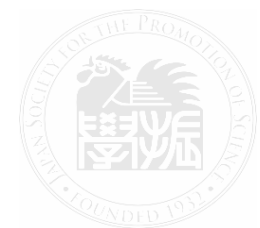
※予算の状況により変更されます。

• 採用期間

3か月(90日)～1年間

• 支援内容

- 滞在費・研究活動費：派遣期間によらず、派遣国により約100～140万円)
- 往復航空賃
- 研究活動費(派遣先機関の請求書に基づきベンチフィーを支給。上限20万円)



選考について

若手研究者
海外挑戦
プログラム

一段階目の
書面審査

1件の申請について申請者の審査区分に応じた書面審査セットにおいて審査員4名による一段階目の書面審査を実施

二段階目の
書面審査

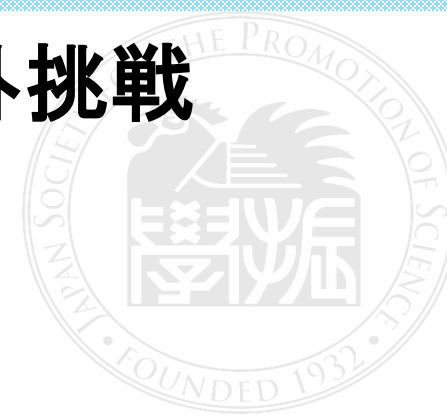
二段階目の書面審査の対象者に対し、一段階目の書面審査と同一の審査員4名による二段階目の書面審査を実施

選考結果通知

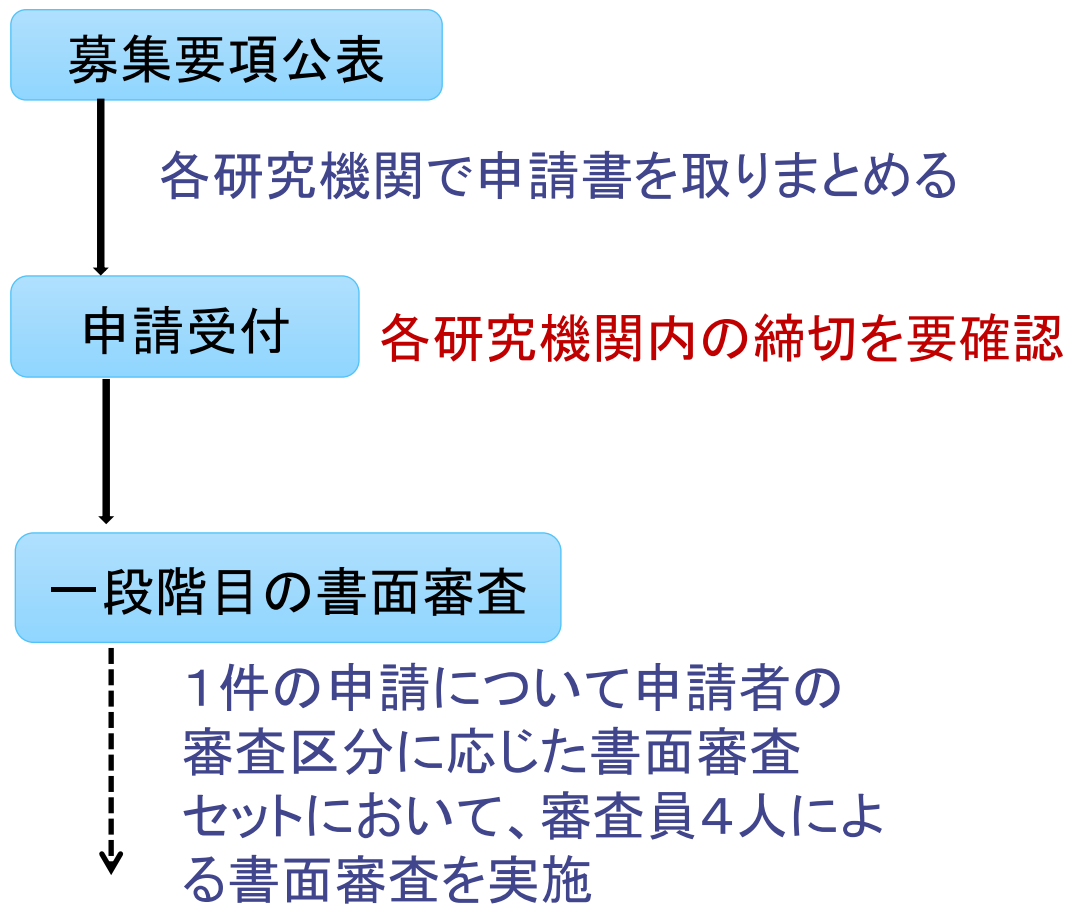
審査方針

申請書はこれらを踏まえて作成してください

- 海外での研究に新たに挑戦することによって、研究に大きな進展が見込まれること。
- 申請者と受入研究者との事前交渉が明確で、研究計画が具体的かつ実現可能性があると認められること。
- 優れた研究能力を有し、海外での研究経験を通じて、将来の活躍が期待できること。



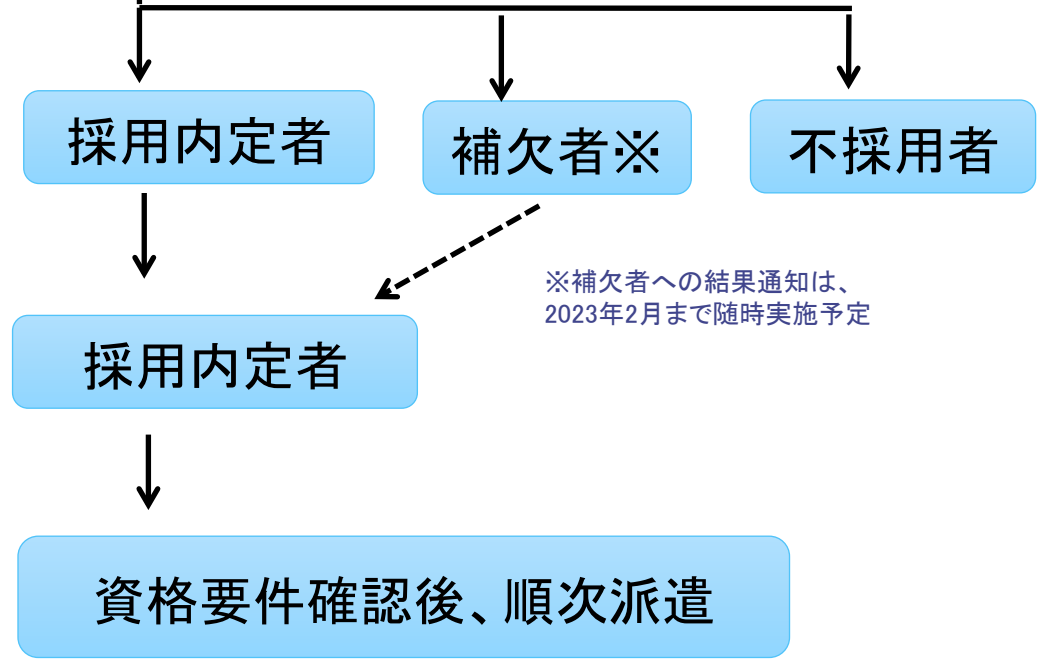
令和5(2023)年度採用分若手研究者海外挑戦プログラムの募集から採用までの流れ

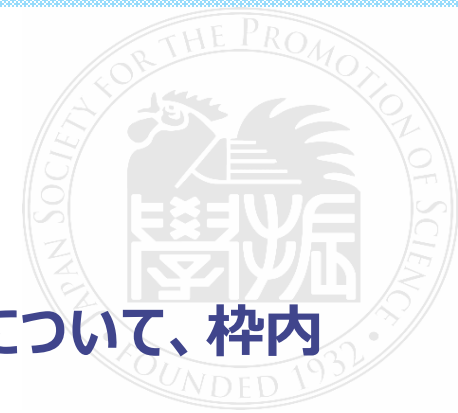




二段階目の書面審査

二段階目の書面審査の対象者に対し、一段階目の書面審査と同一の審査員4名による二段階目の書面審査を実施





申請書(申請内容ファイル)の各項目

申請書の各項目の内容は以下のとおりです。それぞれの項目について、枠内に記載の指示に従って記入してください。

2. 派遣先における研究計画

(1) 研究の位置づけ

(適宜概念図を用いるなどして、わかりやすく記述してください。様式の改変・追加は不可(以下同様))

若手研究者海外挑戦プログラムの採用者として取り組む自身の研究の位置づけについて、当該分野の状況や課題等の背景、並びに本研究計画の着想に至った経緯も含めて記述してください。

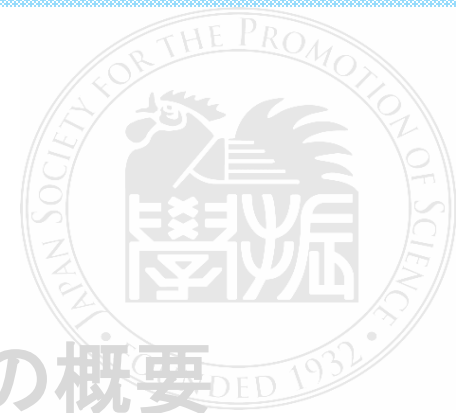
研究の成果物等を引用する場合は、申請書作成要領の8ページを参照し、それらを同定するに十分な情報を記入してください。

(2) 研究目的・内容等

- ① 若手研究者海外挑戦プログラムの採用者として取り組む研究計画における研究目的、研究方法、研究内容について記述してください。
- ② どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのかを、具体的に記入してください。
- ③ 共同研究の場合は、申請者が担当する部分を明らかにしてください。

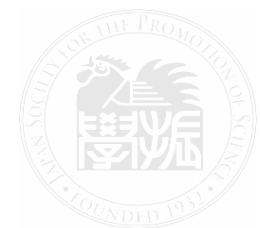
(3) 外国で研究することの意義(派遣先機関・指導者の選定理由)

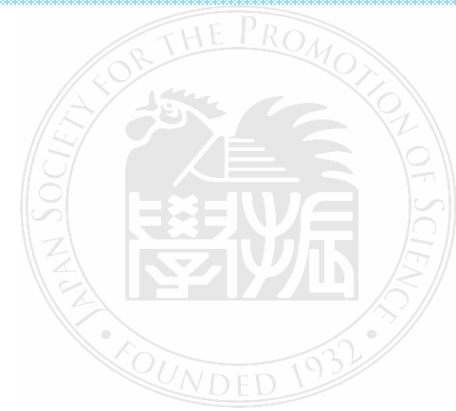
- ① 申請者のこれまでの研究と派遣先機関(指導者)の研究との関連性及び受入準備状況について記述してください。(※採用された場合は受入承諾書の提出を求めます。)
- ② 内外の他研究機関(研究者)と派遣先機関(指導者)とを比較し、派遣先での研究に挑戦する必要性や意義について明らかにしてください。(フィールドワーク・調査研究を行う場合、派遣先地域で研究する必要性や意義を中心に述べても構いません。)



【目次】

- (1) 日本学術振興会の研究者養成事業の概要
- (2) 特別研究員の制度及び選考方法等
- (3) 海外特別研究員の制度及び選考方法等
- (4) 若手研究者海外挑戦プログラムの制度及び
選考方法等
- (5) 電子申請手続及び申請書類の提出**
- (6) お問い合わせ先





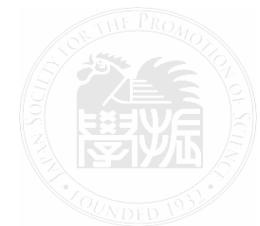
電子申請手続について-①

特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム

- 申請は全て申請機関を通して、
「研究者養成事業電子申請システム」にて行います。
- 申請者の電子申請システム用のID・パスワードの発行及び管理は申請機関にて行います。
- 申請者が作成した申請書の提出(送信)先は申請機関です。機関は機関内の申請を取りまとめ、本会に提出します。

<申請手続を行う機関(申請機関)>

- ・ PD(RPD含む)及びDC2申請者の場合
⇒ 受入研究機関(特別研究員採用中に受入研究者が在籍する機関)
- ・ DC1申請者の場合
⇒ 申請者が申請時に在学する大学院又は出身の大学院
(海外の大学院に在学中もしくは出身の大学院が海外の場合は受入研究機関)
- ・ 若手研究者海外挑戦プログラム申請者の場合
⇒ 申請者が申請時に在学する大学院
(採用年度に博士後期課程入学予定の場合は入学予定の大学院又は出身の大学院)





電子申請手続について②

特別研究員

R6(2024)年度採用分の募集における変更点

- 令和6年度採用分より、特別研究員奨励費の応募と統合したことに伴い、応募時には従来の「科研費電子申請システム」は使用いたしません。
- 特別研究員奨励費の交付内定、交付決定については、従来の「科研費電子申請システム」を使用します。
- 「科研費電子申請システム」からは、特別研究員奨励費の研究計画調書は閲覧できなくなります。
- 申請機関において、特別研究員と科研費の担当部署が異なる場合は、「研究者養成事業電子申請システム」において、「部局担当者」として新たに科研費担当部署用のアカウントの登録を行う等、ご対応をよろしくお願いいたします。





電子申請手続について③

特別研究員

R6(2024)年度採用分の募集における変更点

○「科研費担当部署」として設定した部局担当者については、申請者の連絡先等、「科研費電子申請システム」上で従来閲覧できなかった範囲の情報の閲覧制限の設定を行うことも可能です。

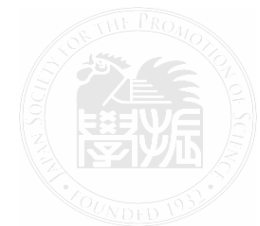
※以下については、特別研究員奨励費の応募に対応した内容を反映して、令和5年3月中旬頃公開予定です。

1) 「研究者養成事業電子申請システム」体験版(申請者向け)

https://www-shinseijsp.go.jp/topyousei/yousei_taiken/tokken/shinseisha/login.html

2) 申請者向け、機関担当者向け、部局担当者向け操作手引

<https://www-shinseijsp.go.jp/topyousei/download-yo.html#a2>





電子申請手続について④

特別研究員

R6(2024)年度採用分の募集における変更点

○令和6年度採用分より、申請書作成画面について英語版を公開いたします。

○「申請書情報」と「特例措置希望理由書(PDのみ)」については、画面上の表示は英語表記であっても、引き続き日本語で入力する必要がありますのでご留意ください。

●申請書の構成について

項目	使用言語
①申請書情報	日本語
②申請内容ファイル	日本語又は英語
③特別研究員奨励費応募調書	日本語又は英語
④評価書	日本語又は英語
特例措置希望理由書 (※PDのみ)	日本語





電子申請手続について⑤

海外特別研究員

※海外特別研究員募集要項
p 3 ~ 6参照

申請書提出(送信)時点での所属状況により「機関申請者」と「個人申請者」に分かれる。

<機関申請者>

- ・国内の文部科学省科学研究費補助金の応募資格のある研究機関に所属の者

⇒ 申請者は申請時点の所属機関にID,PWの発行を依頼作成した申請書の提出先はその所属機関

※募集要項に記載の申請書提出(送信)期限は、所属機関長から本会への提出(送信)期限です。申請者が所属機関長に提出(送信)する期限はそれ以前となりますので必ず確認してください。

※機関申請者に該当する者が個人申請者として申請することはできません。本会へ直接提出(送信)された申請書類は受付ません。



電子申請手続について⑥

海外特別研究員

※海外特別研究員募集要項
p 3 ~ 6参照

申請書提出(送信)時点での所属状況により「機関申請者」と「個人申請者」に分かれる。

<個人申請者>

- ・国内の文部科学省科学研究費補助金の応募資格のない研究機関に所属の者
- ・海外の研究機関等に所属の者
- ・申請時点においては所属のない者

⇒ 申請者が直接本会へID、PWを申し込んで取得
作成した申請書は直接本会へ提出(送信)



電子申請手続について⑦

特別研究員、海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム共通

※詳細は各事業の申請書
作成要領参照

【申請者氏名の登録】(電子申請システム)

「戸籍名」と「登録名」の両方を登録

○戸籍名

- ・戸籍に記載されている氏名。
(外国人の場合は「在留カード」等に記載の氏名。)
- ・本名が必要な場合に使用する氏名。(税務処理用等)
- ・申請機関の担当者がID・パスワードを発行する際に入力。
(海外特別研究員の個人申請者の場合には、ID・パスワード取得時に
本人が入力。)

※申請者は、電子申請システムにて申請書を作成する際に、「戸籍名」欄に表示されている氏名が戸籍名として正しいか確認。もし誤っている場合は申請機関の担当の方へ修正を依頼すること。

電子申請手続について-⑧

特別研究員、海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム共通

※詳細は各事業の申請書
作成要領参照

【申請者氏名の登録】(電子申請システム)

「戸籍名」と「登録名」の両方を登録

○登録名

- ・ 採用者として公表する際など、通常採用者として本会で取り扱う際に使用する氏名。
- ・ 申請者が電子申請システムにて申請書情報を作成する際に自身で入力。
- ・ 旧姓や通称名を使用することも可能。

電子申請手続について⑨

特別研究員、海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム共通

※詳細は、「電子申請のご案内」のHPで公開の「申請者向け操作手引」を参照

【申請者氏名の登録】(電子申請システム)

- ・ 使用できる文字はJIS第1、2水準の文字のみ。

入力しようとする文字がJIS第1、2水準以外の場合

⇒ 第1、2水準の文字に置き換えて登録。

置き換える文字がない場合は全角カタカナを使用。

※上記以外の文字を使用した場合、システムでエラー表示が出ます。

- ・ 外国人の場合

氏名が漢字表記ではない場合は、在留カード等に記載のとおり、全角アルファベットで登録。ミドルネームは名のフォームへ入力。

例 「Isaac Newton」 → 「Isaac Newton」

「フリガナ」欄には読み方を全角カタカナで入力。

電子申請手続について-⑩

特別研究員、海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム共通

※入力の際は必ず各事業の
「申請書作成要領」を参照

【申請書情報入力の際の注意事項】

○書面合議審査区分、書面審査区分(申請書p 1)

- ①「小区分コード」に応じて書面合議審査区分が自動的に決まる場合
- ②審査を希望する書面審査区分、書面合議審査区分を選択する必要がある場合の2つのパターンに分かれます。

※書面合議審査区分については、申請書上は表示されませんが、申請データの統計等で使用します。

- ①の場合⇒「書面審査区分」及び「書面合議審査区分」欄が自動的に表示され、欄内が灰色になり、選択できないようになります。入力は不要です。
- ②の場合⇒「小区分コード」を入力しても、「書面審査区分」欄、「書面合議審査区分」欄、あるいは両方の欄に何も表示されず、審査希望区分を申請者が選択可能な状態になります。希望する審査区分をプルダウンメニューから選択してください。

電子申請手続について⑪

特別研究員、海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム共通

※入力の際は必ず各事業の
「申請書作成要領」を参照

【申請書情報入力の際の注意事項】

○小区分コード(申請書p 1)

小区分コード表を参照の上、5桁のコード番号を入力する項目です。

○小区分名(申請書p 1)

小区分コードを入力し、「確定」ボタンをクリックすると、小区分コードに該当する小区分名が表示されます。

○専門分野(申請書p 1)

ご自身が考えられる専門分野名をテキストで入力する項目です。
審査における小区分とは関係ありません。

○出身・現在・採用後・中断前の受入研究者 (PD・DC・RPD) 出身大学院・現在の受入研究者 (海外特別研究員)

- ・出身大学院の研究指導者: 修了当時の本務先の内容を入力
- ・採用後の受入研究者 : 申請時の本務先の内容を入力
- ・上記以外 : 申請時の本務先の内容を入力

電子申請手続について-⑫

特別研究員、海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム共通

※入力の際は必ず各事業用の
「申請書作成要領」を参照

【申請書情報入力の際の注意事項】

○希望連絡先 日本国内に限る

- **住所**: 採用手続書類を確実に受け取れるように、必要な情報は全て入力。
(例.〇〇様方、〇〇専攻、〇〇研究室、〇〇号館-〇〇号室)

※機関によっては学生宛の郵便物を受け取らないところもあるので、必ず確認した上で入力してください。

- **電話番号**: 必ず連絡の取れる電話番号を入力。(必須)
- **E-mail**: 必ず連絡の取れるものを入力。(必須)

※海外特別研究員については、複数のアドレスを所有している場合、「E-mail 2」にも入力。

※申請書情報画面での入力を完了した際に、アドレス確認のためメールを送信します。
届かない場合は修正してください。

※連絡先に変更があった場合は、電子申請システムにおいて速やかに更新してください。

申請書について-①

特別研究員

申請書情報の確認箇所（DCの場合）



令和6年度採用分 特別研究員-DC 申請書 第 版

審査区分	①申請資格	DC	受付番号	
	②書面審査区分			A
	③小区分名			
	④小区分コード		⑤専門分野	
⑥研究課題名 B				
1. 申請者情報等 (申請機関コード: ○○大学)				
⑦氏名 (フリガナ) 登録名				
⑧学歴 (学部・修士)				
⑨博士の状況 C				
⑩研究・職歴等				
⑧学歴、⑨博士の状況、⑩研究・職歴等別紙: D				

- 1 - DC

A: 専門分野

誤って「小区分コード」(5桁の数字)を入力していることが多々ありますので、正しく漢字等で記入されているか確認。

B: 申請者氏名

登録名に誤りがないか確認。

C: 編・転・再入学時の在学期間換算、休学期間

機関の取り決めに従うため、申請者の認識とズレが生じないように確認。

D: ⑧学歴、⑨博士の状況、⑩研究・職歴等別紙

⑧、⑨、⑩の各欄に記入しきれない場合に、電子申請システムで「別紙:有」を選択すると、別紙様式のアップロード可能。別紙に、入力済みの部分も含めて大学学部卒業以降の全履歴事項の内容が時系列順に記載されているかを確認の上、アップロード。

申請書について-②

特別研究員



申請書情報の確認箇所（DCの場合）

E: 博士に係る特記事項

受入研究者に係るエラーチェックを回避するための項目。作成要領要参照。特記事項に記入がある場合、受入研究者に係る事情がしっかり説明されているか確認。

F: 「現在の研究指導者」等の研究者情報、研究者の氏名・部局名等

正しく記入されているか確認。
DCは必ず学籍上の研究指導者となっていること。評価書作成者となるため、申請自体が無効になる可能性があります。

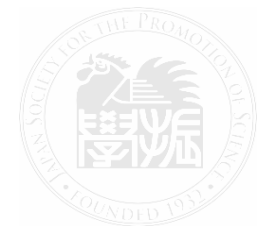
G: 申請者が採用後に所属する部局の正式名称

正しく記入されているか確認。
受入研究者の本務先でなくても構わない。

(F,Gは審査、採用後の証明書等に係わる大事な箇所です。研究者番号を含め正確に記入してください。)

⑪博士の特記事項の有無 (博士の特記事項)	E		
⑫現在の研究指導者	(フリガナ)氏名	職名	F
	研究者番号		
	所属機関		
	部局		
⑬採用後の受入研究者	(フリガナ)氏名	職名	G
	研究者番号		
	所属機関		
⑭採用後の申請者所属研究科正式名	部局		

見本



申請書について-③

特別研究員

申請書情報の確認箇所（DCの場合）



H : 希望連絡先

日本国内の住所となっているか確認。

通知先を所属機関等に行っている場合、確実に郵便物が届くよう研究室名等詳細な住所が記載されているかを確認。

E-mailは申請年度中に継続して使用できるもので、誤記はないか確認。

連絡先が変わった場合は、電子申請システムから登録の変更が可能です。

ファイル種別	作成日	申請内容確認
一括ダウンロード		
申請書情報	20XX/XX/XX XX:XX	
申請内容ファイル	20XX/XX/XX XX:XX	
受入意思確認書	20XX/XX/XX XX:XX	

申請者連絡先	
海外の住所	〒 (住所1)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (住所2)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (住所3)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (住所4)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (住所5)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (国名):○○○○国 電話番号:100-0000-0000 携帯電話番号:100-0000-0000 FAX番号:100-0000-0000 Email 1:xxxxx@xxxx.ac.jp Email 2:zzzzz@zzzzz.ac.jp
国内の住所	〒000-0000 (住所1)○○県○○市○○ (住所2)○○県○○市○○ (住所3)○○県○○市○○ (住所4)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (住所5)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (国名): 電話番号:100-0000-0000 (内線):100-0000-0000 FAX番号:100-0000-0000 Email 1:xxxxx@xxxx.ac.jp
所属機関 (所在地・機関名・部局等名)	
海外の研究拠点	
海外の住所	〒 (住所1)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (住所2)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (住所3)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (住所4)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (住所5)XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (国名):○○○○国 電話番号:100-0000-0000 (内線):100-0000-0000 携帯電話番号:100-0000-0000 FAX番号:100-0000-0000 Email 1:xxxxx@xxxx.ac.jp Email 2:yyyyy@yyy.ac.jp

H



申請書について④

特別研究員、海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム共通

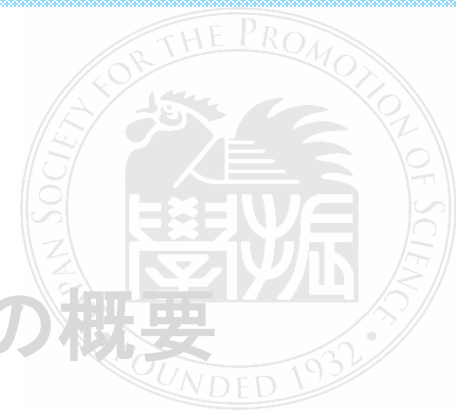


【注意事項】

- 所定の様式以外での申請は認められません。
- 所定の様式以外に新たに用紙を加えること、ページ数を変更することはできません。
- 申請内容ファイルの各項目について、様式の変更、指定されたもの以外の項目を付け加えることはできません。
- 提出期限は必ず厳守してください。

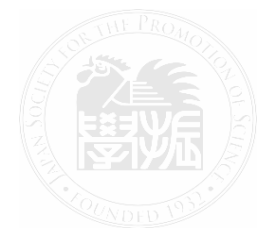
注：申請書(別紙を含む)に不備等があった場合、審査にあたり不利益を生じることがあります。申請資格については採用手続時に最終確認し、満たさない場合は不採用となります。

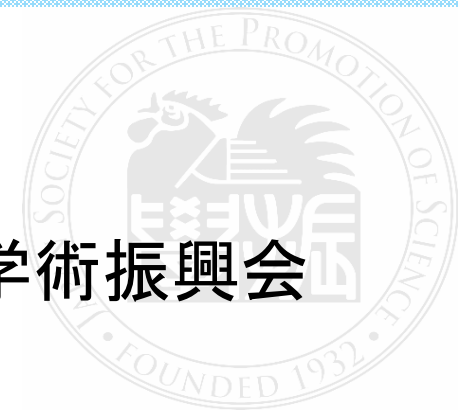




【目次】

- (1) 日本学術振興会の研究者養成事業の概要
- (2) 特別研究員の制度及び選考方法等
- (3) 海外特別研究員の制度及び選考方法等
- (4) 若手研究者海外挑戦プログラムの制度及び
選考方法等
- (5) 電子申請手続及び申請書類の提出
- (6) お問い合わせ先





お問い合わせ先

東京都千代田区麹町5-3-1 独立行政法人日本学術振興会

○特別研究員事業担当 研究者養成課

(03) 3263-5070 yousei2@jsps.go.jp 募集・採用

(03) 3263-4998 yousei3@jsps.go.jp 採用中、採用後の手続等

(03) 3263-4918 pdkoyou@jsps.go.jp 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業

○海外特別研究員事業・若手研究者海外挑戦プログラム担当

人材育成企画課

(03) 3263-0925 kaitoku-s@jsps.go.jp 海外特別研究員

(03) 3263-1943 toku-haken@jsps.go.jp 若手研究者海外挑戦プログラム

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く。）の9:30～12:00及び13:00～17:00
（年末年始（12/29～1/3）、創立記念日（9/21）は休日とさせていただきます。）

